

長久手古戦場国史跡指定50周年記念シンポジウム

長久手の戦い

1989 愛知県 長久手町・長久手町教育委員会

長久手古戦場国史跡指定50周年記念シンポジウム

長久手の戦い

1989(平成元) 10.29(日) 10:00~17:00

長久手町総合福祉会館 3階 研修室

基調講演	岩澤 愿彦
コーディネーター兼 パネリスト	三鬼 清一郎
パネリスト	新行紀一
パネリスト	加藤益幹
パネリスト	下村信博
パネリスト	千田嘉博

主催 長久手町 長久手町教育委員会

日 程

9:30~10:00 受付
10:00~10:20 開会の挨拶
シンポジウム・オリエンテーション
10:20~11:50 基調講演
『長久手の戦いの歴史的意義』
岩澤 愿彦（日本大学教授）
11:50~13:00 昼食
13:00~14:50 パネル・ディスカッション
論題『それぞれの立場からみた長久手の戦い』
コーディネーター兼
パネリスト1.
三鬼 清一郎（名古屋大学教授）
「豊臣秀吉の立場から」
パネリスト2.
新行紀一（愛知教育大学教授）
「徳川家康の立場から」
パネリスト3.
加藤 益幹（桜山女学園大学短期大学部助教授）
「織田信雄の立場から」
パネリスト4.
下村 信博（名古屋市博物館学芸員）
「尾張在地武士の立場から」
パネリスト5.
千田 嘉博（名古屋市見晴台考古資料館学芸員）
「城郭史の立場から」
14:50~15:10 コーヒーブレイク
15:10~16:10 討論
16:10~16:40 懇談会（質疑応答）
16:40~16:55 総括
16:55~17:00 閉会の挨拶

講師・パネリスト略歴紹介

岩澤 愿彦 いわさわよしひこ

1921年（大10）、神奈川県に生まれる。
国学院大学国史学科に学び、1949年（昭24）から東京大学史料編さん部に従事する。1982年（昭58）停年退官し、現在日本大学文理学部教授。
著書『前田利家』（人物叢書）、校註本に『信長公記』（角川文庫、奥野高広共著）、『徳川諸家系譜』、『賀茂別雷神社文庫』（共に共著）、論文には「家忠日記の原本に就いて」（『東京大学史料編纂所報』2）、「本能寺の変拾遺」—『日日記』所収天正十年夏記について（『歴史地理』91-4）、「豊臣秀吉の切支丹成敗朱印状について」（『国学院雑誌』昭和54、11月）などがある。

三鬼 清一郎 みきせいいちろう

1935（昭10）、東京に生まれる。
1966（昭41）、東京大学大学院人文科学研究科博士課程修了。その後、東京大学史料編纂所勤務を経て、現在名古屋大学文学部教授。
著書『鉄砲とその時代』（教育社歴史新書）、『太閤検地と朝鮮出兵』（岩波講座日本歴史・近世1）、ほか論文多数がある。

加藤 益幹 かとうますみき

1951年（昭26）、愛知県生まれる。
1981年（昭56）、名古屋大学大学院文学研究科後期課程修了。その後、桜山女学園大学短期大学部に勤務、現在同大学部助教授。
論文「織田信雄の尾張・伊勢支配」（『戦国期権力と地域社会』所収）、「毛利氏天正末惣国検地について」（『歴史学研究』496号）、共著『新修稻沢市史 資料編七』、ほか多数がある。

新行紀一 しんぎょうのりかず

1937年（昭12）、北海道旭川市に生まれる。
1965年（昭40）、東京教育大学文学研究科博士課程修了。その後、愛知教育大学に勤務、現在同大学教授。
著書『一向一揆の基礎構造—三河一揆と松平氏』（1975、吉川弘文館）、編著『新編岡崎市史2中世』（1989）、ほか論文多数がある。

下村 信博 しもむらのぶひろ

1950年（昭25）、名古屋市に生まれる。
1978年（昭53）、名古屋大学大学院文学研究科博士課程前期修了。その後、同大学院研究生を経て、1981年（昭56）から名古屋市博物館学芸員。
論文「天正三年織田信長の徳政について」（1983『史学雑誌』92-11）、「織田政権の徳政と知行制」（1986『戦国期権力と地域社会』）、「文献からみた清須城下町の変遷」（1989『清須—織豊期の城と都市』研究報告編）、ほか多数がある。

千田 嘉博 せんだよしひろ

1963年（昭38）、愛知県に生まれる。
1986年（昭61）、奈良大学文学部文化財学科卒業。同年4月から名古屋市見晴台考古資料館学芸員。
共著『図説中世城郭辞典』1～3巻（1987新人物往来社）、論文「織豊系城郭の構造」（1987『史林』70-2号）、「小牧城下町の復元的考察」（1989『ヒストリア』123号）ほか多数がある。

目 次

基調講演

長久手の戦いの歴史的意義

岩澤 愿彦 7

論・題

それぞれの立場からみた長久手の戦い 29

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 豊臣秀吉の立場から | 三鬼清一郎 29 |
| 2 徳川家康の立場から | 新行 紀一 39 |
| 3 織田信雄の立場から | 加藤 益幹 45 |
| 4 尾張在地武士の立場から | 下村 信博 55 |
| 5 城郭史の立場から | 千田 嘉博 59 |

資料一覧

- | | |
|--|----|
| 惣申遣候（伊予小松一柳文書） | 9 |
| 『信長記』池田家文庫第十三（天正8年） | 11 |
| 佐久間信盛・定栄父子宛覚書写 | 15 |
| 候爵池田宣政氏文書（大日本史料11編ノ7） | 17 |
| 覚『信長公記』卷十二（天正7年） | 17 |
| 松雲公採集遺編類纂（大日本史料11編ノ9） | 19 |
| 覚（本願寺文書五） | 19 |
| 森長可遺言状案（下村誠氏所蔵文書） | 21 |
| 金子文書（大日本史料11編ノ17） | 23 |
| 金井文書（大日本史料11編ノ2） | 25 |
| 豊臣秀吉陣立書（大日本史料11編ノ8） | 27 |
| 『イエズス会日本年報』上268~271頁 | 31 |
| 加能越古文叢（大日本史料11編ノ5） | 33 |
| 聖徳寺文書・崇福寺文書・古文書・福島家系譜（大日本史料11編ノ6） | 33 |
| 校本松坂権輿雜集（大日本史料11編ノ9） | 35 |
| 近江水口加藤家文書・中村圓一郎氏所蔵文書 | 35 |
| 幸田文書・集古文書・伊木文書（大日本史料11編ノ10） | 35 |
| 正親町天皇諭旨（天正10年） | 37 |
| 兼見卿記第二（天正12年） | 37 |
| 信長の官職・秀吉の官職 | 37 |
| 10月28日付水谷伊勢守勝俊宛家康書状（天正10年） | 41 |
| 『家忠日記』（天正11年1月） | 41 |
| 徳川家康ヲ織田信雄に遣ス（大日本史料11編ノ5） | 41 |
| 香宗我部家伝證文・3月7日付香宗我部親泰宛信雄書状、同日付同人宛
織田信雄書状（大日本史料11編ノ5、天正12年） | 41 |
| 『三河物語』 | 42 |
| 佐竹文書・3月25日付皆川広照宛家康書状、同日付同人宛大久保忠泰書状
(大日本史料11編ノ6、天正12年) | 42 |
| 徳川文書（大日本史料11編ノ6、天正12年4月9日） | 42 |
| 吉村文書（大日本史料11編ノ6、天正12年4月9日） | 43 |

基調講演

長久手の戦いの歴史的意義

岩澤 原彦

佐竹文書（大日本史料11編ノ6、天正12年3月26日）	43
野坂文書（大日本史料11編ノ6、天正12年3月23日）	43
『家忠日記』天正12年12月25日条ほか	43
『家忠日記』天正13年9月21日条ほか	43
織田氏の印章	48
略年表	48
織田信雄分限帳	48
尾張における地行地の配地状況（分限帳）	49
北伊勢における地行地の配地状況（分限帳）	51
天正11年織田信雄判物	52
分限帳の階層構成	53
分限帳に見えない支城主層	53
分限帳の上級家臣	54
兼松文書（永禄9年、10年、天正3年、4年兼松又四郎宛）	56
『信長公記』卷十五	56
吉村文書（天正12年、吉村又吉郎宛）	57
『譜牒余録』下	58
吉村文書（吉村又吉宛）	58
吉村文書（吉村橋左衛門宛）	58
小牧・長久手の戦い関係主要城郭分布図	61
重吉村古城絵図	63
小口村古城之図	64
小牧城図	65
青塚砦	65
岩崎村古城絵図	66
一条寺城	66
織豊系城郭編年表	67

八月廿二日信到。京中消息。特此通知。特此通知。

之行持一念而向善者也。斯固
人所當存者矣。

卷之三

一又作三十一年。此據《國語》。然鄭助吾之推
考，以子產之卒，當在昭公二年。子產之卒，
惠公之立，皆在昭公二年之秋也。

梅雨後調和之氣
亦復如斯也

卷之三

アホウドリが何とお前様と云ふことを
列邊の歌志傳と云ふ文書と云ふ法
章を穿てて廻る所を以て爲め
本音等三事の末緑を點す。

卷之三

酒酣耳熱，詩興大發，乃賦此詞。時在己卯年夏月，予游於武夷山中，心醉於此勝境，故以此名之。

卷之三

一書取而包之而為之國也。故其無
天下之少所遺也。是以其事和樂而
列之國。

卷之三

自餘未嘗不以爲子雲之文辭絕妙
而其子之才固亦可觀矣

唐之書多不存，今存者，其後人所傳也。

一也。每之修造，有恒至性，一獲取勝，莫之能及。

卷之二十一

此處之水皆有源流，其發源於山中者，則又當以爲水之本原。

猶如游絲之無根，各別而無二端。

蒙古國主事司事務處正主事獨本
烏拉布圖等處事務處正主事獨本

人所知者，其事也。人所不知者，其心也。故曰：「知人者智，識己者明。」

一年年利金銀軍馬料金合共一石

支遣使と改所の身代りを以て之

利座充と立派坐し其の内に備前

與と失ふて我の身も亦失ふて之

我の身も亦失ふて之

『信長記』 池田家文庫
大十三（天正八年）

『信長記』

覚

一、父子五ヶ年在城之内に、善惡之効無之段、世間之不審無余儀子細共候、我等も思あたり、言葉ニ
も難述之事、

一、此心持之推量、大坂大敵と存、武篇ニも不構、調儀・調略道ニも不立入、たゞ居城之取出を丈夫
に構、幾年も送候へハ、彼相手長袖之事候之間、行々ハ信長以威光可退候条、去而加遠慮候歟、
但武者道之儀可為各別、か様之折節、勝まけを令分別、遂一戦者、信長ため、且父子ため、諸卒苦
勞をも遁之、誠可為本意、一筋ニ存詰事、無分別モ、未練無疑事、

一、丹波国〔惟吉向守光秀〕日向守〔惟吉向守光秀〕天下之面目をほとこし候、次羽柴藤吉郎、数ヶ國無比類、然而池田勝三郎、小

身といひ、程なく花熊申付、是又天下之覚を取、以爰我心を發、一廉之効可在之事、

一、武篇道ふかひなきニおるてハ、以属託調略をも仕、相たらハぬ所をは、我等ニきかせ、相済之処、

五ヶ年一度も不申越之儀、由断曲事事、

一、やす田之儀、先書注進、彼一揆攻崩ニおいてハ、残小城共大略可致退散之由、載舟面、父子連判

候、然處一旦届も無之送還事、手前迷惑可遁之、寄事於左右、彼是存分申哉之事、

一、信長家中にてハ進退各別に候歟、三川ニも与力、尾張ニも与力、近江にも与力、大和にも与力、
河内にも与力、和泉にも与力、根来寺衆申付候へハ紀州にも与力、少分之者共に候へとも七ヶ國之

与力、其上自分之人數相加於効者、何たる遂一戦候共、さのミ越度不可取之事、

一、〔元〕小河・かり屋跡職中付候歟、從前々人數も可在之と思候歟、其廉もなく、剩先方之者共をは多分
追山、然といへとも、其跡目を求置候へハ、各同前事候ニ、一人も不拘候時ハ、藏納ニとりこみ、
金銀になし候事、言語道断題目事、

一、山崎申付候ニ、信長詞をもかけ候者共、程なく追失候儀、是も如最前、小河・かりやの取扱無紛事、

一、從先々自分に拘置候者共に加増も仕、似相に与力をも相付、新季に侍をも於拘者、是程越度ハ有
間敷候に、しわきたくハヘ計を本とするによつて、今度、一天下之面目失候儀、其隠有間敷候事、

一、先年朝倉敗軍之刻、見合曲事と申処、迷惑と不存、結句身ふいちやうを申、剩座敷を立破事、時
にあたつて信長面目を失、其口程もなく、永々此面に有之、比興之効前代未聞事、

一、甚九郎覺悟条々書並候へハ、筆にも墨にも述かたき事、

一、大まハしにつもり候へハ、第一欲ふかく、氣むさく、よき人をも不拘、其上油斷之様に取沙汰候

へハ、畢竟する所ハ、父子とも武篇道たらハす候によつて如此事、

一、与力を専とし、余人之取次にも構候時ハ、以是軍役を懃、自分之侍不相拘、領中を徒に成、比興
を構候事、

一、右衛門与力・被官等に至まで斟酌候之事、たゞ別条ニ而無之、其身分別に自慢し、うつくしけな
るぶりをし而、綿之中にしまりを立てる上をさくる様なるこへき扱付て如此事、

一、信長代になり、三十年遂奉公之内に、佐久間右衛門無比類効申習候儀、一度も有之ましき事、

一、一世之内、不失勝利之処、先年遠江へ人數遣候刻、互勝負有習無紛候、然といふとも、家康公之
使をも有之条、をくれの上ニも兄弟を討死させ、又ハ可然内者打死させ候へハ、其身依時之仕合、
遁候かと、人も不審を可立に、一人も不殺、剩平手〔汎秀〕を捨ころし、世に有けなる面をむけ候儀、以爰
条々無分別之通、不可有紛之事、

一、此上ハいつかたの敵をたいらけ、会稽を雪、一度致帰参、又ハ討死する物かの事、

一、父子かしらをこそけ、高野之柄を遂、以連々赦免可然哉事、

右数年内一廉無効者、未練子細、今度於保田思当候、抑申付天下信長に口答申翠、前代始候条、以
爰可致當末二ヶ条、於無詣者、二度天下之赦免有之間敷者也、

天正八年八月 日 〔中川保夫氏所藏文書は「天正八年八月廿二日」と二行書き「御使猪子兵助・長政・中野又兵衛」とある。第二条・第三条の初め欠けは二行に「八月廿三日佐久間かたへ」、又兵衛。」
の下に「被仰出候也」とある。两者とも江戸中期ころの字。とともに「覚悟」の本文と大異ない。」

ちくせんのうみ

おんとへせう入おやこのき、中へ申へたりも御さなく候、それさゑ御

ちうちらおとし御さうふんすいとやう申候、さればもこゝもとへはうりいて、さあひ十ちやう十五ちやうよりあひ候うへよをいて、おや

この人ふをよだき、されらちうちらおとし申候事、うすかさりも御さあく候、

一三三さへもん殿蔵三郎との兩人ふ事あさ事わをら一人のあけきの中

のよろおひとへこの事まで御さ候、兩人へせめてとりそて申候てこそ、

一それさまとこう御さあるぬしさとそんし候て、これのとへうりあんし申候、せひとがを御いさし候て、御あけきをやめら急、兩人のことも

ちのき御きをいらを候へ、せう入おやこのとふらいよもあり申へ

く候まゝせひとのと申候あいふ、御詫うとうおへもちうちらを御つけ候て給候へく候事、

一おもくらうしむ、そのうのこり候にんが、三さへもんとのつけ申

候やうふじく候あいふ、その御かくこあされ御詫うふん御やめ

つけ候て給候へく候事、

一せう入をさせられ候とおやしめし候て、ちくせんを御らんし候へく

候、おふやうふちそう申候ものまいりをもさせられ候やうふいふし

候へんまゝ物をもきこしめし身をかんてうふあされ候て給候へく候事、

一あさのやびやうへ申ふくめ、御とまいふへ、されらるいり候て申ふ

く候へとも、ふいまでまへゆきよて候あひふさんし申さす候、こゝも

とひまえ、御とまいふり、そのときせう入おやこの此あひふ御

ぶんころのきをも、せめて御物うさり申へりへく候、おふくよつけて

それさゑ御心のうちすいとやう申候て、御いとをしくそんしりへく

へそく御詫うとうしもへも、このよし申さく候、まご七郎へり、そこ

もとおふくさとき候へんとそんし御詫うの留すいよにうへしるい

らせ候、まご七郎めもいのちをさすくり候も、せめて三さおといのふ

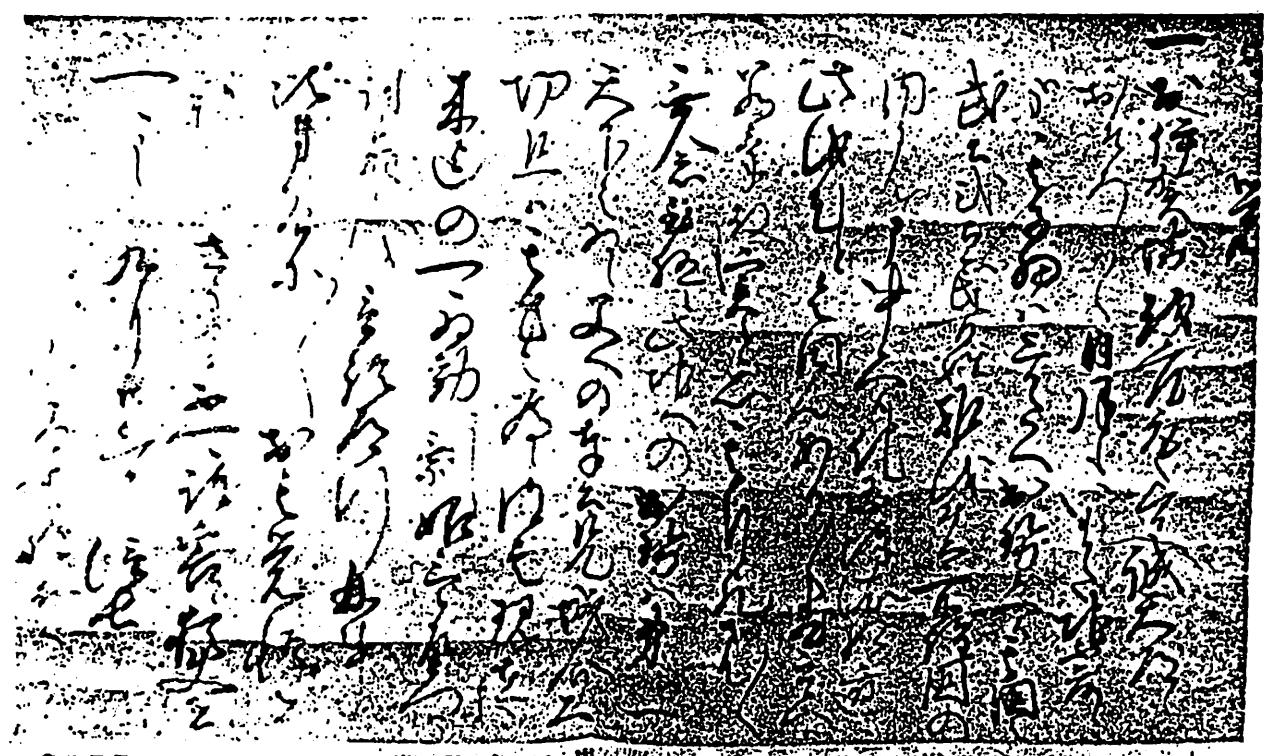
めふあでかくみて候と、御うれしく思ひ、くへしくいやひやうへ申へりへく候、りし。

卯月十一日

大御ちうる人々申給へ

おて吉(花押)

ノー 大御ちの人々申給へ ちくせんくと



のよろおひとへこの事まで御さ候、兩人へせめてとりそて申候てこそ、

一それさまとこう御さあるぬしさとそんし候て、これのとへうりあんし申候、せひとがを御いさし候て、御あけきをやめら急、兩人のことも

ちのき御きをいらを候へ、せう入おやこのとふらいよもあり申へ

く候まゝせひとのと申候あいふ、御詫うとうおへもちうちらを御つけ候て給候へく候事、

一おもくらうしむ、そのうのこり候にんが、三さへもんとのつけ申

候やうふじく候あいふ、その御かくこあされ御詫うふん御やめ

つけ候て給候へく候事、

一せう入をさせられ候とおやしめし候て、ちくせんを御らんし候へく

候、おふやうふちそう申候ものまいりをもさせられ候やうふいふし

候へんまゝ物をもきこしめし身をかんてうふあされ候て給候へく候事、

一あさのやびやうへ申ふくめ、御とまいふへ、されらるいり候て申ふ

く候へとも、ふいまでまへゆきよて候あひふさんし申さす候、こゝも

とひまえ、御とまいふり、そのときせう入おやこの此あひふ御

ぶんころのきをも、せめて御物うさり申へりへく候、おふくよつけて

それさゑ御心のうちすいとやう申候て、御いとをしくそんしりへく

へそく御詫うとうしもへも、このよし申さく候、まご七郎へり、そこ

もとおふくさとき候へんとそんし御詫うの留すいよにうへしるい

らせ候、まご七郎めもいのちをさすくり候も、せめて三さおといのふ

めふあでかくみて候と、御うれしく思ひ、くへしくいやひやうへ申へりへく候、りし。

卯月十一日

大御ちうる人々申給へ

おて吉(花押)

ノー 大御ちの人々申給へ ちくせんくと

今度伊賀界 越度取候旨誠天道もおとろしく日月未陵子地其子細者上かたへ出勢候へ
其國之武士或民百姓難儀候條所詮國之内にて申事候へハ他國之陣依相遁此儀尤ど同心
ありく敷云へハ若氣故實と思如此候哉さてハ無念至極候此地へ出勢ハ第一天下之爲
父へ之奉公兄城介大切且ハ其方爲彼是現在未來之可爲効利始三郎左衛門討死之儀言語道
斷曲事之次第候實に於其覺悟者親子之舊離不可許容候猶夫者可申候也

九月廿二日

北島中將殿

信長公記 卷十二 (天正七年)

信長

十七日

大御ちうる申給へ

ちくせん

御ふくへしくみうへ、おやせのことくかのいのよう、きさく十
へかり、そのう三百ひうりうちもと申候、せう入の御とふらいうけ
んをいさし候。○秀吉、加賀野井城ヲ招ル、あほくめてさき事申候へ
候、と。

尚々、やうてくそのどうへり候へく候まゝ、くにしく申へく
わさと申へり、きじふあゝもとへあひこし候、やうてそこもとへるい、
候へく候まゝ、その御ふうへ候へく候、又すし一かけりいり候、うふく
御めをしよて申へく候、と。

(大日本史料 II 編ノ7)

此日比、秀吉甥子之令覺悟、人にも虚外之妹沙汰之限候、何れの者にもさし下、甥妹をみせ候へても、爲何者も秀吉甥と存、可崇候に覺悟持専用候事、

是以後考秀吉不致許容、如無之に可仕と存切候へとも、又へ不便之心出來候之間、此一書を思出、書付候間、心もなをり、人にも人と被呼候こむいてへ、進退之儀右之外より取上可申事、

一今年木下助左衛門、同勘解由相付候處、兩人ながらあとに歿討死不便候、兩人之もの殺候事、○助佐、勘解由、長久手二京道ス
事、ニコト四月九日ノ條ニ見ス、取分迷惑と可存處、其心へ無之、一柳市助木助を以、津田盛物とや
らんをほしき由申候、縱秀吉誰やの者を預ケ候共、今度被成御預候もの一人も不残、兩人
ながら討死いたさせ、我者のこり候之間、又御預ケ之儀、外聞迷惑之間、斟酌可申處、申さ
せ候ものへ、中々不及申、取次候もの無分別の大たへけと存、既市助めを手打モいたし
度と秀吉存、今迄言葉にも不出、腹中モありこみ候て加遠慮候能々致分別、諸事にたしな
み在之候て、秀吉甥之きれかと被呼候者、何より以可爲満足候間、右之守一書心持已下略

覺悟

命を助進候とも、秀吉甥子之沙汰候而、於秀吉非可失面目儀候間、手討ハシタマツ可致候、人をさう
候事、秀吉きらひにて候へとも、其方を他國させ候へは、はちの恥ハチノミズにて候之間、人手ヒトモノにて懸
申間致候事、
一此中へ人にも不云、器用又へこさかしく物をも申付、武者ムサシをも可致と見及候者、御次メイジへ病
者候之條、秀吉代ハシタマツをも可作ハシタマツ○河井非氏四郎カワイハラシヨウ寸鉢センハツ致歟ハシタマツとも存候事、其方之様に覺悟持仕候へ、秀
吉名字を不可残と、天道よりのはからひにて候かと不及是非、さとりを構候間、くやみも
無之候、

右五ヶ條之述、是以後分別候て、嗜於無之者、八幡大菩薩人手こへ懸申間敷候、委細善淨^{スミタツシテ}須賀彦右衛門附兩人ニ申合遣候間、せかれにて候共、〇荷非氏聞候、せかれにもドアリ、其心得専用候、已上、

九月廿三日

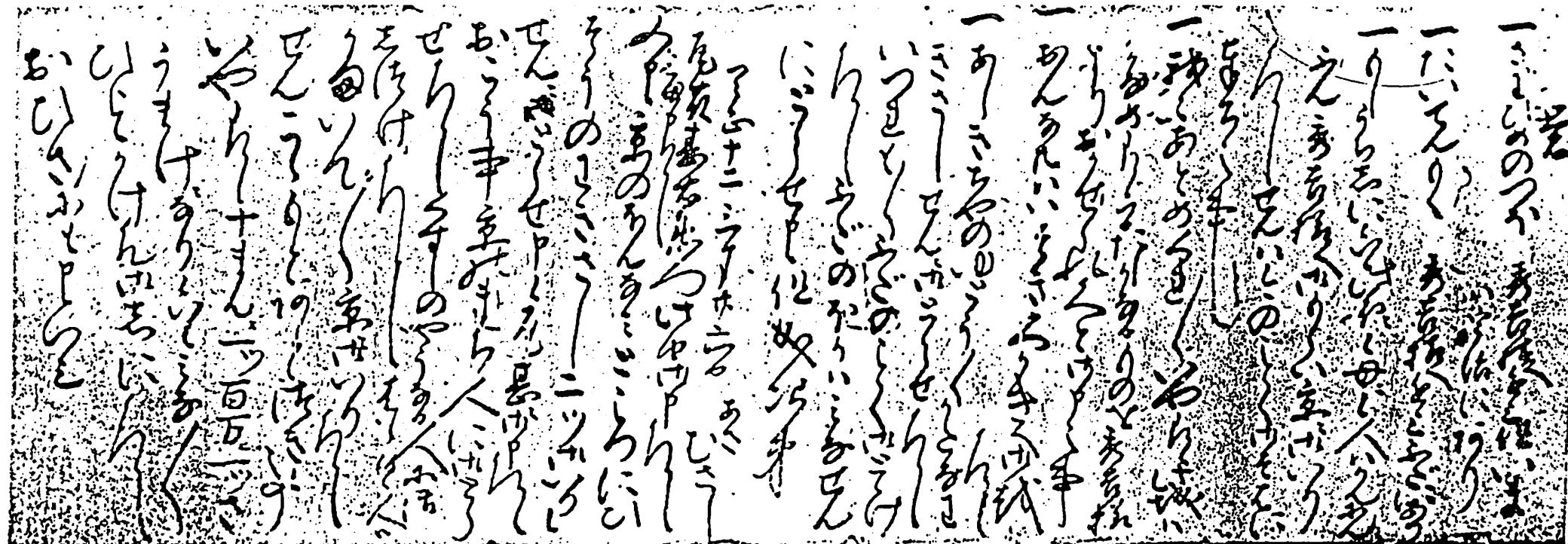
(大日本史料 II 編ノ9)

三

卷之三

卷之三

森長可遺言状案



(下村誠氏所蔵文書)

一、(沢姫^妻)⁽¹⁾秀吉様へ進上。^(札)ふだにあり。

一、もし(討ち死)⁽²⁾に候ハ、此分ニ候。母ニ候人ハ、かん

忍分⁽³⁾ふん秀吉様へ御もらい、京ニ御いり」候へく

候。せんハ今のことく御そはに「奉公之事」。

一、我ニあとめ、くれくいやにて候。此城^(妻)かなめ

にて候間、たしかなるものを秀吉様よりおかせら

れ候へと御申之事。

一、おんな共ハ、いそき(美濃安八郡大原)大かきへ御越」候へく候。

一、あしきちやのゆ(道^是)どうく、かたな・わ」きさしせんニ

御とらせ候へく候。

いつれもくふだのことく御と(届)受け候へく候。

ふだのほかハミなせんにとらせ申候。但成次第。

天正十二三月廿六日 あさむさ

尾藤甚右衛門此由御申候へく候。

留申候く。

又申候。京のほんなミところにひ^(秘藏)そうのわきさし

二ツ御いり候。せんニとらせ申候。尾甚ニ御申候へ

く候。おこう事、京のまち人に御とら」せ候へく候。

くすしのやうなる人に御しつけ候へく候。はくに

候人ハ「かまいてく京ニ御いり候へく候。」せんニ

よもとあとつき候事」いやにて候。十まんニツ、

百万ニツ、さ^(怨^敗)うまけなり候ハ、ミなく

ひをかけ候て御(死)に候へく候。」おひさにも申候。

以上。

※

(1)佐保姫^妻とも書かれる。詳細は「宗湛日記」天正十五年十月二十二日条参照。(2)長可は天正十二年四月九日

長久手の戦で戦死。(3)戦死者の遺族や客分の士隠居などに当座給付される知行。(4)本阿弥家は、代々刀剣の鑑定・研磨を職業とした。(5)仕付。嫁にやること。

天正十二年羽柴秀吉と織田信雄・徳川家康との交戦に際し、秀吉に所属した森長可是、徳川氏の将奥平信昌と戦つて敗北したのを恥じて討死を決意し、この遺言状を書いたという。尾藤甚右衛門尉は秀吉側近の臣で、一時羽柴秀次に配属されたが、のちに罪を得て追放の上殺害された。

※

一 サホヒメ大壺ハ 七斤餘入ト也肩ナデドウハル乳内一ツ次付候カ
トミユル土赤メニソト白ケクリ土ノ心ハヨシ上薬ハ薄クシラリト
青メ也一方ニ三寸ホドノツホスリ有^{コノマフニ}一方ニ四五寸ホド
ニベツタリト押人タルヤウニ有ソノ下ニナダレ十四五アリニツハ
底マデ懸ルソノ下ニヨコニコブアリ底ニさほ姫ト相阿ノ判アリカ
ナニ又左ノ方ニソロテさほひめト其上ニ能阿ノ判アリロ高一寸ホ
ドニ但下シムルロクロニツアザヤカニ段々ニ候遠山アリアザヤカ
ト也宇治森處ニテ也

深重申談候上者、弓矢遂存分、於彼表領知一應可申合候、委曲^(説)本寺可被申遠候、恐々

謹言、

十一月四日

長宮

元親（花押）

金備

御子息始末之義承候、對我等別而御入魂之機候條、自然之義候共、貴所御時不相替可申

談候、其上勿論周敷家、於郡中如何様ニ被申方候共、相遠有間敷候、委曲^(説)本寺可有演舌候、恐々謹言、

（天正十三年）十一月四日

長宮

元親（花押）

金備

（大日本史料 II 編、17）

(大日本史料 II 編ノ 8)

秀吉花記

それぞれの立場からみた長久手の戦い

1 豊臣秀吉の立場から

三 鬼 清一郎

報告要旨

豊臣秀吉にとって家康・信雄との対決は、織田政権の正統な継承者としての地位を確立するため不可避なものであった。天正11年の大坂築城は、秀吉みずから「五畿内之廉目能所」と述べているように、海陸交通の要衝で、安土城の規模を遥かに超え、たとえ風評であつたにせよ、京都から内裏や主要寺院を移転させと思わせたほどであった。これは、全国制覇への足掛りとしては大きな意義を有するが、この時点での秀吉は、確乎とした政権構想をもつには至っていない。

秀吉としては、信雄家臣団の動搖を促し、政治的に有利な地歩を固めることにつとめた。長久手の戦いは、このような外交戦略のなかでの局地的な衝突であり、それから半年後に伊勢桑名における和議によって決着がつけられた。このころ秀吉は、信長の位牌所として天正寺の造営をはかっている。当時の年号を冠したこの寺は、やがて造営中止となり、これに代わって方広寺大仏殿という、豊臣家の先祖供養をも営むものが出現した。このときに秀吉は、関白・太政大臣という当時における身分秩序の最高位をきわめ、鎌倉・室町幕府とも異った、公家的色彩の濃い武家政権を樹立していたのである。家康をはじめとする武将はこれに臣従したことは言うまでもないが、秀吉にとって、家康を武力で圧伏したわけではなかった。豊臣政権のその後の動きは、徳川氏との緊張関係という一本の糸に貫かれていたといえよう。これは、関ヶ原の戦いにいたる過程が証明するものであるが、その原因の一つは、長久手の戦いが両者がこの場で雌雄を決することはなく、勝敗が預りとなったところにあると思われる。

1 残存史料の性格

「長久手記」「小牧戦話」等に描かれた合戦像
秀吉の発給文書から
——判物と印判状（朱印状）——

2 賤ヶ岳戦後の動向

大阪築城の歴史的意義
織田信雄との対立
各地域の情勢－在地勢力の掌握

3 長久手の戦いとその後の経過

全国戦略の中での局地戦
陣立書・知行割
戦局の推移と講和への動き

4 秀吉の政権構想

叙位任官をめぐる問題
天正寺の造営と中断
——方広寺大仏殿への転換

5 長久手の戦いの影響

徳川家康との緊張関係

本若と共にビジタードール・アレッサンンドロ・バリニヤノに宛てた他の書翰を発送するが、同バードルは日本の各地を知り、また貴族達を識つてゐるので、同書翰には信長の死後に起つた戦争及び日本の東中甚だ勇猛で戦争に熟練な人であるが、身分や家柄はあまり高からず、名を羽柴宗前殿 Faxiba Chiqu-iendonoといひ、信長が山口の王の領國の征服を委任した人である。彼は信長の存生中武力によつて五カ国を取り、今残りの七カ国と共に領主を臣属せしめた。彼に柴田殿 Xibatadonoと称し、信長が二、三カ国を与へた甚だ有力で大いに畏れられた大敵があつたが、戦つてこれを破り、八千乃至一万人を殺し、ついでその城を囲んで彼を死せしめた。而して二、三回彼に叛いた信長の第三子三七殿が陰謀をなす惧があつたので、戦つてこれを殺した。かくの如き戦争の勝利と好運によりて、彼は並の武士より三十余箇の領主となつた。そこでその地位を高め、名を永久に伝へ、國政その他何事にも信長に勝らんことを期して、堺より三レグワで、都に赴く途に当る大坂に（信長が六年間囲んだ後攻略して破壊した市と城の跡に）宮殿及び城ならびに市を建つる決心をなした。この市は建築の壯麗広大なることにおいて、信長が安土山において建てたものに勝るものとせんとした。蓋しその位置が頗る好適また便利であり、彼は日本の諸国王及び領主より非常に畏敬せられ、今は何人をも畏るがない故、昨年来宮殿と新市の建築を始めたことは、他の書翰に詳細に述べたとほりである。而して最初は二、三万人をもつて工事を始めたが、竣工を急ぐので、遠方の諸侯に、自ら来るか、また己に代つてその子をして家臣を引率して建築に従事せしむることを命じた。（同地より来た者の言ふところによれば）今は日々工事に従事する者五万人に近い。また他の諸國の領主達には、その城の周間に大なる邸宅を建築することを命じたため、一人のバードレが同地より通信するところによれば、諸人皆彼を喜ばせんと欲して少しも彼の命令に背かず、約四十日の間に七千の家が建つた。また聞くところによれば、日本の王なる内裏 Dayri及び都の主要なる寺院をここに移さんとしてゐる。都から同所までは十三レグワある故、この移転に要する経費と困難は非常なものであるが、もしこれを厭ひまたは反対する者があれば、当八四年には都の市に火を放つて焼払ふと誓つたといふことである。彼は甚だ畏れられ、ほとんど何人も彼と話さぬ程である。また信長の如く他人の意見を容るる力なく、己の意見を他の人のより優れたものと考へてゐる。我等の主はコンペニヤならびに当地方のキリスト教會に特別なる御恩を与へ給ひ、多数の人のうち彼が最も寵しまれた最も信頼する者に五人のキリスト教徒がある。一人はジュスト右近殿で、戰場の著しき功績によるものである。彼〔羽柴〕はもと津の國に領地を有した貴族を悉く追ひ、その收入を家臣に与へたが、ジュストと他の一人の貴族には從前の収入を与へて厚情を示した。ただし異教徒であつた他の一人よりは三万クルサド余を取上げ、ジュストには特別の恩を与へた。第二は彼の秘書官でキリスト教徒であり、コンペニヤの忠実なる友である。第三はジョウナン隆佐 Joachim Riusaといふキリスト教徒で、貧しいサド余の収入を与へた。この人達はビジタードールもよく識つてゐるが、彼等はデウスの恩を忘れず、デウスの御手より御恩を受けたことを承知し、バードレを庇護しキリスト教會を援助し、アゴスチニヨ Agostonと称し、幼少の時より都の聖堂において教を受けたが、これを海の司令官となし、二万五千クルワ離れた領地より海上約五百クルサドの木材を送つた。第五は知識と恩恵に富んだため信長が大いに尊敬した尾張國の老人である。彼は四年前キリスト教徒となり、今はすでに七十歳であるが、これを招いて同所に建築した立派な家屋を与へ、留守中宮殿と城を守らせた。この老人はチュハ Chuanといひ、その徳と布教の熱心については先年詳細に通信した。

羽柴宗前殿を動かして、日本においてかくの如く珍しくまた重要なことをなすに至らしめた理由の一つとして通常認められてゐることは、その名と己の記憶とを遺すことであつて、彼は畏怖せられ、また一度決したことは必ずこれを成し遂ぐる例である故、もし彼の命令に従はざる時は、実行前に運命が宮殿の工事を阻止しましたその生命を断つこと彼の前任者信長の例の如きことなくば、都の市及び寺院は亡ぼさることと疑ない。ジュストは今彼の臣臣であるのド、このことを聞き彼の心中を知り、また当地方におけるコンペニヤの最も親友であり庇護者である故、彼の居る大坂より身分ある老人を都のバードレのともに遣はし、筑前殿は大坂の工事を深く心に懸け、また彼の恩恵を蒙らんと欲する者が大坂において建築をなすことを望む意を明に示し、各國の主なる領主、商人及び坊主等はすでに僧院を建立し、邸宅を建築する地所を求めてゐる故、バードレもまた地所を請ひ聖堂を建築せざるべからずと考ふる旨を伝

とを期して、堺より三レグワで、都に赴く途に当る大坂に（信長が六年間囲んだ後攻略して破壊した市と城の跡に）宮殿及び城ならびに市を建つる決心をなした。この市は建築の壯麗広大なることにおいて、信長が安土山において建てたものに勝るものとせんとした。蓋しその位置が煙る好適また便利であり、彼は日本の諸国王及び領主より非常に畏敬せられ、今は何人をも要ることがない故、昨年來宮殿と新市の建築を始めたことは、他の書翰に詳細に述べたとほりである。而して最初は二、三万人をもって工事を始めたが、竣工を急ぐので、遠方の諸侯に、自ら来るか、また己に代つてその子をして家臣を引率して建築に従事せしむることを命じた。（同地より来た者の言ふところによれば）今は日々工事を従事する者五万人に近い。また他の諸國の領主達には、その城の周間に大なる邸宅を建築することを命じたため、一人のペードレが同地より通信するところによれば、諸人皆彼を甚ばせんと欲して少しも彼の命令に背かず、約四十日の間に七千の家が建つた。また聞くところによれば、日本の王なる内裏 Dayri 及び都の主要なる寺院をここに移さんとしてゐる。都から同所までは十三レグワある故、この移転に要する経費と困難は非常なものであるが、もしこれを厭ひまたは反対する者があれば、当八四年には都の市に火を放つて焼払ふと誓つたといふことである。彼は甚だ畏れられ、ほとんど何人も彼と話さぬ程である。また信長の如く他人の意見を容るる力なく、己の意見を他の人のより優れたものと考へてゐる。我等の主はコンパニヤならびに当地方のキリスト教會に特別なる御恩を与へ給ひ、多數の人たちが最も寵しまれた最も信頼する者に五人のキリストンがある。一人はジュスト右近殿で、戰場の著しき功績によるものである。彼（羽柴）はもと津の國に領地を有した貴族を悉く追ひ、その收入を家臣に与へたが、ジュストと他の一人の貴族には従前の収入を与へて厚情を示した。ただし異教徒であつた他の一人よりは三万クルサド余を取上げ、ジュストには特別の恩を与へた。第二は彼の秘書官でキリストンであり、コンパニヤの忠実なる友である。第三はジョウナン陸佐 Joachim Riusa といふキリストンで、貧しいが知識と才能を有してゐる。彼には財宝一切と堺の町の支配を委任した。彼の子をアゴスチニヨ Agostino と称し、幼少の時より都の聖堂において教を受けたが、これを海の司令官となし、二万五千クルサド余の収入を与へた。この人達はビジタドールもよく識つてゐるが、彼等はデウスの恩を忘れず、デウスの御手より御恩を受けたことを承知し、ペードレを庇護しキリスト教會を援助し、アゴスチニヨはペードレ等が種々の理由により堺の町に建築せんことを望んでゐる聖堂の用に供するため、三十レグワ離れた領地より海上約五百クルサドの木材を送つた。第五は知識と思慮に富んだため信長が大いに尊敬した尾張國の老人である。彼は四年前キリストンとなり、今はすでに七十歳であるが、これを招いて同所に建築した立派な家屋を与へ、留守中宮殿と城を守らせた。この老人はチユワン Chuanan といひ、その德と布教の熱心については先年詳細に通信した。

1583年の日本年報)

〔加能越古文書〕四十

去十一日美濃守久とへの御狀、今日十三日已刻於坂本令拜見候、八ヶ條

之御一書旨一々無残所被仰越様、金五、蛭兩人如被存入御念候儀と存、涙
を齧令滿足候、

一五畿内之儀者不及申西國迄もト等丈夫ニ坂本有之候而申堅候事、

一勢州衆之儀民部少輔殿龜山之關安雲林院始對筑前少も無如在候付
而爲先手浦生飛驥中賀衆流川左近允長谷川藤五羽柴左衛門督日根野

兄弟多新左池孫次山源太浅野彌兵衛尉一柳市助加藤作内此分衆勢州
之遣候上甲賀与伊勢之間ニ城三ヶ所爲通路城申付普請捲申候事、

一濃州池勝入稻葉伊豫森武藏少若無別條被入精候條濃州口へも人數入
候然彼方次第ニ可遣と在江州永原ニ三好孫七郎高山右近允中川藤兵

舊氏家源六同久左衛門其外人數壹萬四五千之つをりよて陳取せ申候
事、

一美濃守戸ハ守山ニ置勢州之心當陳取せ候事、

一御次をハ草津ニ丹波一國之人數被召速陳取せ申候事、

一長岡越中守瀬田陳取せ申候事、

一加藤作内木村隼人堀尾茂介此等是甲賀之まん中より陣取せ候事、

一筒井事宇多郡表ヘ伊藤掃部助相副遣候而澤秋山之人質取明隙候間乙
れも又勢州之遣候事、

一西國表之事城々請取隙明候西口爲留守居備前美作因幡三ヶ國之人數
ハ壹人も不相動爲留守居置申事、

一紀州事種々様々懇望申岸和田城孫平次三千計にて雖有之爲加勢蜂須
賀小六前野將右衛門尉赤松殿明石與四郎生駒甚介黒田官兵衛六七千、
丈夫ニ残置申候事、

一大坂ニハ貳千計爲留守居身手傳申付廻置候事、

一淀ニハ乍留居倉之普請申付候とて松岡九郎次郎小野木清次人數申
付置候事、

一如右念をやり申候條可御心易候去年之武者心持よりも氣よて氣哉太
りめ分別出來申候間楚忽成儀之無御座候何かとへ動申共泊々ニ城哉
拵させ筑前移可申候間御氣遣有間敷候事、

一其表儀別儀雖無之候御身之御用心城之御用心可爲肝要候事、

一前又左クヒ懇使者哉可遣といへとも其方御油断有間敷と存不遣候、
藤三ニ委細申合候間彌體成者哉被入御念其機遣專要候又左被居候所
其方御爲ニ候雖不及申候一ノ城戸よて候間其御念尤よて候事、

一此表十四五日之内ニハ世上之物狂も酒醉の醒るとくニ筑前以覺悟
まづめ可申候間其間之儀之其國中も不及申自然加賀表一揆ふと催を
こり候共又左合戦よ不被及彼金澤之惣構哉相抱丈夫之覺悟於在之也、

其内ニ筑前隙明可申候自然加州表人數入候者蜂出金五可返申候そし
まてハ兩人此方ニ留申候而萬談合をも申事候人數之事者五千壹万何

時も可遣之候猶兩人よて可被申付候恐々隨言、

三月十三日秀吉花押

惟越御返報

○丹羽家譜

(大日本史料 II 編ノ5)

(大日本史料 II 編ノ6)

〔聖德寺文書〕

○尼

禁制

尼州正徳寺

一當手軍勢甲乙人亂妨狼籍支、
一放火之事、

一對地下人不謂族申懼事、

右條々堅令停止既若遂犯罪在之者忽可處嚴科者也仍下知如件、
天正拾貳年三月 日 築前守(花押)

〔崇福寺文書〕

○美 太閤様禁制書

崇福寺

禁制

一當手軍勢甲乙人亂妨狼籍支、

一陳取放火之事、

一剪採竹木事、

右條々堅令停止既若遂犯罪在之者忽可處嚴科者也仍下知如件、
天正拾貳年三月 日 築前守(花押)

(大日本史料 II 編ノ6)

〔古文書〕

○記録御用所本 船越駿河守景範書上

一ミルカ地陣取よおひて亂妨狼籍のともから一せんきりるへき事、

一於陣取少も大儀いさもともから在之へ則その者をからめ取可出置且
然ちくてんせしめハ其主人可成敗事、

一ぬりせらだき木さうし以下てはしも相理可取事、

右條々於達犯之罪在之者忽可加成敗者也仍下知如件、

秀吉公

朱印

船越左衛門尉殿

〔福島家系譜〕 正信市兵 尼張國海東郡花正庄二寺村ニ住居自秀吉賜下
知狀一通于今傳之家譜不傳故不詳依之正信爲始祖、

下知狀

定

一みうち地ちんごり小おひてらんどううせきの罪一せんきりたるへ
た事、

一ちんごり小おひて火焚いさも罪有之は即其ものをからめどり可出井
せんちくてんせしめハ其主人せいといぞへき事、

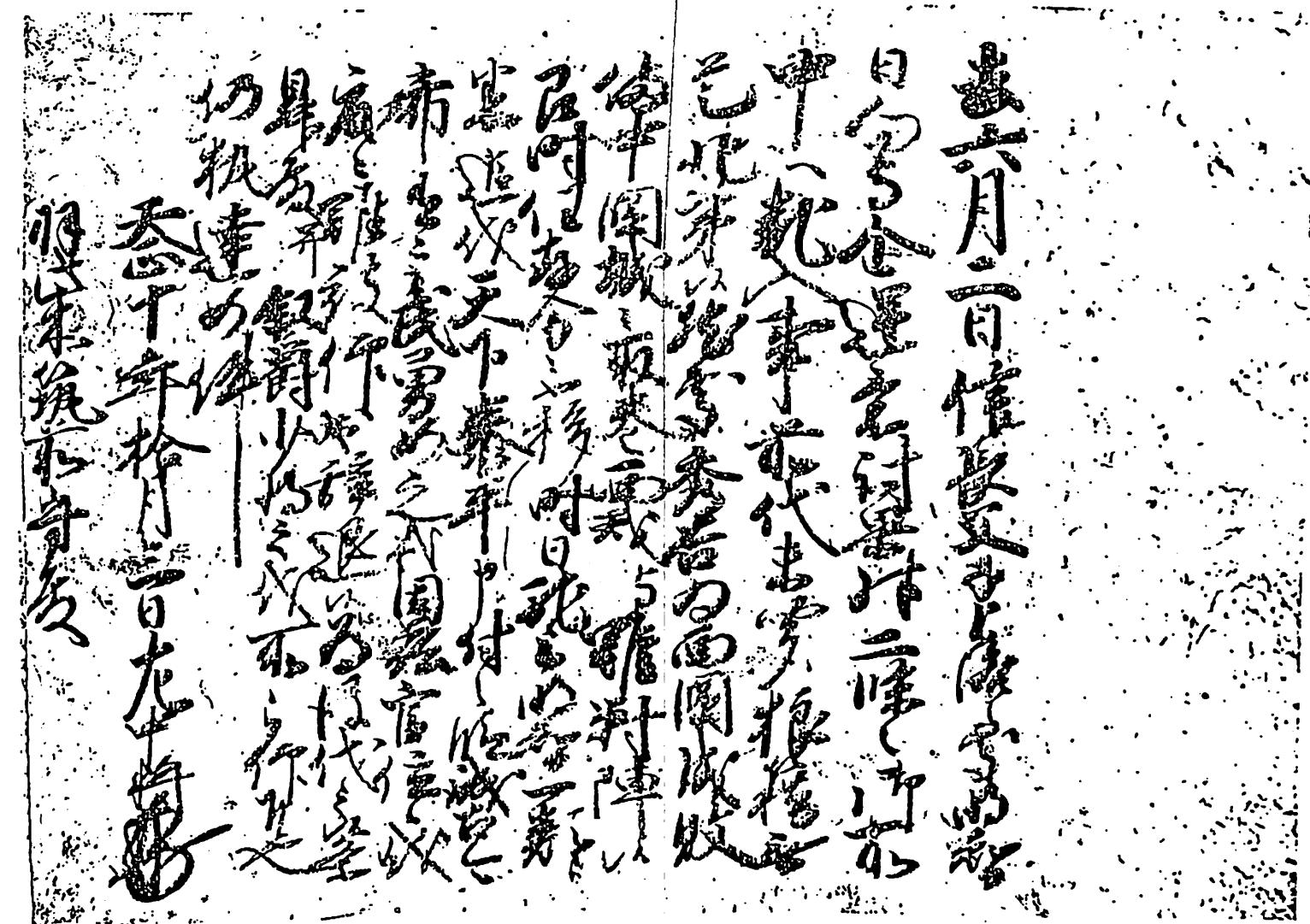
一ぬりせらだき木さうし以下でいしもふあいあざりこれをとるへた
事、

右條々達犯之罪有之者可加成敗者也仍下知如件、

三月 日

秀吉御判

福島市兵衛尉殿



二日、乙巳、羽柴筑州自坂本上洛、(秀吉)五江田貢也、公家衆各爲迎至白川被出也、上下京不殘罷出也、
午刻上洛、予・侍從於路次申礼了、馬上也、大炊御門・柳原亞相・甘露寺・五辻源三位
・万里少路・(下向)葉室・勸修寺左衛門佐歸京次來、蓋一蓋了、申刻各坂京、雨降、金以下申
付遣之訖、當番也、出頭了、中山黃門於路次參會云、今日筑前守昇進敍爵少將、勅使
菊亭・久我・勤修寺亞相也、一段筑州機嫌之由ヲ相談了、三人之衆へ明後日振舞約諾云
く、諸家礼之事、可爲明日之由粗相談了、

兼見卿記第二 天正十二年十月

秀吉の官職

天正10.10.3	従五位下・左近衛権少将
天正11.5.22	従四位下・参議
天正12.11.21	従三位・権大納言
天正13.3.10	従二位・内大臣 <small>(『公卿補任』では正二位とする)</small>
天正13.7.11	従一位・閑白
天正14.12.19	太政大臣 <small>(この時に、豊臣姓を授けられる)</small>

信長の官職

天正 2.3.18	従三位・参議 <small>(この時、すでに従四位下に任せられていた)</small>
天正 3.11.4	権大納言
天正 3.11.7	右近衛大将（兼）
天正 4.11.13	正三位
天正 4.11.21	内大臣
天正 5.11.16	従二位
天正 5.11.20	右大臣
天正 6.正.6	正二位

天正6年4月9日 辞官

2徳川家康の立場から

新行紀一

報告要旨

本能寺の変を堺で知って、徳川家康は伊賀越えの道を通って本国三河へ帰着した。天正10年6月4日のことである。翌日家康は上洛命令を発して軍備を整えさせ、14日に岡崎を出して鳴海まで進出、17日には熱田を本陣とした。この間の13日、羽柴秀吉は山崎合戦で明智光秀を撃破し、秀吉への第一歩を踏みだした。秀吉勝利の報は15日に家康に伝わり、家康は21日に帰国した。このあと天正14年10月の上坂と臣従の確認にいたるまでの家康と秀吉の関係は、次の4期にわけて考えることができる。

- 第1期 天正10年6月～同年末。織田家中の覇権争いの傍観者。
- 第2期 天正11年1月～12年11月。織田家中への介入。小牧・長久手戦はその一環。秀吉の織田家篡奪の過程。
- 第3期 天正12年12月～14年1月。対秀吉直接対決の危機。13年7月の秀吉の閑白就任、同年11月の石川数正の出奔事件により家康の劣勢確定。
- 第4期 天正14年1月～同10月、秀吉政権内での地位交渉期。

第1期は織田家中の覇権争いの傍観者の期間である。伊賀越えで本国へ帰着した家康が6月14日に尾張まで進出した時には、秀吉が光秀を倒したあとであった。このあとの家康は駿河・甲斐・信濃の領国化に全力を傾注し、織田家中への介入は行わなかった。天正10年10月の北条氏直との和議にあたっては、織田信雄・信孝兄弟の調停があり、家康もそれに応じた形をとっているが（史料1）、それは信長後継者三法師の後見という2人を尊重したからであり、信長の同盟者という過去によるものといえよう。

ところが第2期になると家康は信雄と同盟して、信孝・柴田勝家、秀吉、信雄の権力争いに介入する。その契機は判然としないが天正11年1月18日、家康と信雄は尾張星崎城で対面したところから始まるとしてよい（史料2）。家康は秀吉とも表面上は良好な関係を維持しており、信孝、勝家の滅亡についても特に目立った動きはみられなかった。しかし8月の次女督姫と北条氏直の婚姻12月の一一向宗赦免にみられるように、対秀吉作戦の準備は進められていた。天正12年2月、家康は信雄のもとへ使者を送った（史料3）。おそらく反秀吉の挙兵計画が決定されたのであろう。

3月6日、信雄は岡田重孝・津川義冬・浅井長時の3家老を秀吉通謀者として殺害した。家康は7日に三河国衆に出陣を命じ、9日には尾張へ入った。まことに素早い出陣であり、綿密な計画が樹てられたとみてよい。目標は上洛して秀吉を打倒し、織田家惣領の地位を獲得することであった（史料4）。『三河物語』が粉飾した秀吉に圧迫された信雄への助勢（史料5）というようなものではなく、明確に秀吉打倒を目指したものであった（史料6）。4月9日の長久手の勝ち戦さのあと、家康自身が家中に宣言しており（史料7）、そのための秀吉包囲網であった。すなわち秀吉による織田家篡奪を防ぐ戦いを信雄が家康の援助で開始したのである。

もっとも家康は建て前では信雄の目下の同盟者であった（史料8）。織田家中の内訌という限定では当然である。しかし領国の大さや軍事力、あるいは戦闘経験などからみて中心は

(史料1) 大日料十一一一、天正一〇年一〇月二七日

(古文書) 記録御同所本一〇月二八日付而水谷伊勢守勝俊宛家康書状

急度令啓候、今度各申合候処、上方申事在之付而、三介殿自御兄弟当表対陣之儀、令無事、

諸事御異見等之儀、我等被頼入候旨、度々御理之条、任其儀、氏直と和与之事候、其方如存知、我等年來信長預御恩儀不浅候間、無異議候て落着ニモ付而、信長如御在世之時之節惣無事尤候由、氏直江申理候間、(下略)

(史料2) 『家忠日記』天正一一年(一月十八日)

尾張清須信雄ニ家康、ほし崎にて御見相候、(九月六日) 郡中知行かた三介殿より被仰越候て、

ちかい候由候、緒川もちかい候、

(史料3) 大日料十一一一五、天正一二年二月是月

徳川家康使ヲ織田信雄ニ遣ス、

〔岩田氏覺書〕

二〇朝野舊聞叢葉百十八所載

天正十二年一月

遠州濱松ヨリ酒井河内守重忠ヲ爲御使、尾州ヘ被遣、密事ノ御旨ヲ信雄ニ告ル、

(史料4) 大日料十一一一五、天正一二年三月七日

〔香宗我部家傳證文〕四 三月七日付香宗我部親泰宛信雄書状

雖未申通相染一書候、仍羽柴天下之儀、恣之勵不及是非候、然上家中對羽柴心合候者共兩三人、今月六日令成敗候、依之諸方属存分候篠、不日可上洛覺悟候、(下略)

〔寛政重修諸家譜〕五十 酒井重忠(與四郎、内守、河内守、從五郎)

下位、十一年、織田信雄のもとに、密旨の御使として尾張國におもむく、

家康であることは明かである。秀吉が家康を張本とみたのは正鴻を射たものであった(史料9)。當時家康は43歳、信雄は27歳であった。

天正12年11月の秀吉と信雄の講和は、信雄を推した家康の戦略の挫折を意味する。第3期の家康は秀吉の進攻を遅らせるため義丸を送る一方で領国内での戦闘体制の強化につとめた(史料10)。両者の交渉は断続的に続けられたが、天正13年3月の雑賀・根来衆、7月の長曾我部元親、8月の佐々成政と、家康に呼応した諸勢力は次々と秀吉に屈服し、家康は孤立していった。危機は11月に到来した。9月以来家康はしばしば諸将を集めて対秀吉政策についての談合を行なっていた。これは同年7月に秀吉が関白に就任したことによって、秀吉の地位が織田家の最高権力者から「一人の人」に転化したことにより、家康家中に石川数正らの和平論が台頭してきたからであろう。

家康家中では対秀吉強硬論が強く、戦闘準備が進められていた(史料11)。その背景に長久手合戦の勝利があったとみられる。それに反対した数正が10月28日の浜松城会議で敗北し、身を守るために11月13日に岡崎を去った時、危機は最大となった。その後の大地震がなかつたならば、秀吉の大軍が三河へ、上杉景勝が信濃へ進攻する状況が出現したのかもしれない。しかしそういう事態にはいたらず、14年1月に信雄の仲介で和平が定まった。

第4期において家康は、長久手合戦の勝利という軍事的成功を最大限に強調したと思われるが、結局「関白」の国制上の地位に屈服せざるをえなかったのである。それ故に、家康は幕府を江戸に開創し、また征夷大將軍となるために藤原氏から源氏に改姓する道を選んだのではなかろうか。

(史料2) 『家忠日記』天正一一年(一月十八日)

尾張清須信雄ニ家康、ほし崎にて御見相候、(九月六日) 郡中知行かた三介殿より被仰越候て、

ちかい候由候、緒川もちかい候、

(史料3) 大日料十一一一五、天正一二年二月是月

徳川家康使ヲ織田信雄ニ遣ス、

〔岩田氏覺書〕

二〇朝野舊聞叢葉百十八所載

天正十二年一月

遠州濱松ヨリ酒井河内守重忠ヲ爲御使、尾州ヘ被遣、密事ノ御旨ヲ信雄ニ告ル、

(史料4) 『家忠日記』天正一二年三月七日

〔香宗我部家傳證文〕四 三月七日付香宗我部親泰宛信雄書状

雖未申通相染一書候、仍羽柴天下之儀、恣之勵不及是非候、然上家中對羽柴心合候者共兩三人、今月六日令成敗候、依之諸方属存分候篠、不日可上洛覺悟候、(下略)

(史料8) 大日料一一一六、同前

〔吉村文書〕○肥前

書狀委細被見候、如申越候、昨日已刻於岩崎表及一戰、一萬餘討捕候、大將分池田父子三人、勝藏、久太郎、竹三好孫七郎、其外面々共不知其數候、築前額田二追籠候、今明之間討果、頓而其左右可申聞候、謹言、

四月十日

信雄 黒印 ○印文威
加海内

吉村又吉郎殿

昨日於岩崎之口合戰之儀付、早々飛脚令祝著候、頓而可令上洛候間彌可被任存意候、於其表今度被抽忠節之儀無比類候、尚以無油斷於有馳走者、可爲本懷候、恐々謹言、

被抽忠節之儀無比類候、尚以無油斷於有馳走者、可爲本懷候、恐々謹言、

卯月十日

家康 (花押)

吉村又吉郎殿

(史料9) 大日料一一一六、天正一二年三月二十六日

〔佐竹文書〕佐竹義重宛秀吉書狀

近日者不申承候、仍今度家康構表裏、信雄若輩仁を申掠、普代之家老者兩三人無謂去六日於長嶋

二可有御上洛候、(下略)

(史料5) 『三河物語』

然る處に、同天正一二年甲申之年、関白(秀吉)殿、御本上(所)(織田信雄)に腹を切らせ給へんと被成ける間、其時御本上(所)、「家康を奉頼」と被仰候うに付て、「尤之儀なり。是非共に見継ぎ可申。さて、関白殿ハむごき事仰候う物かな。柴田(勝家)が三七(織田信孝)殿を引申たれバ、柴田と賤岳にて合戦して、柴田を絶して、又、三七殿を、野間の内海におはします處に、現在の主なるを、昔之長田(忠致)に違わずして、三七殿を野間の内海にて打奉り、本上(所)をバ関白殿のもりたてんと被申て、又世も鎮るかと覚へバ、本上(所)に腹を切らせ申と承。是非に見継ぎ申さん」と仰けれバ、早関白殿、十万余騎引連れて、

被爲切腹候條、不相屈儀与存、(中略)

一家康表裏無是非候、然上者向後如何様之儀候共、重而許容不可申候、定貴邊へも、毎邊可爲右之分候此時東州各被相談、御計策尤候事、(下略)

大日料一一一六、同二三日

〔野坂文書〕同日付棚守右近大夫宛桂広繁書状

今度三介殿被對筑州不儀御覺悟不及是非候、則秀吉御出張候事之處、勢州儀悉秀吉一味候、三介殿ハ長嶋計御籠城ニて候、徳川事三介殿後見被仕候付而、可被討果之由候て、尾州表へ陳替候、(下略)

(史料10) 『家忠日記』天正一二年一二月二十五日条

越中之佐々藏助浜松へこし候て、吉良ニ信雄様御鷹野ニ御座候御礼申候、

同一三年二月五日条

惣国人足にて吉良之城つき上候

(史料11) 同前、天正一二年

(九月二一日) 上方被仰様候て、浜松へしらすか迄こし候

(史料9) 大日料一一一六、天正一二年三月二十六日

〔佐竹文書〕佐竹義重宛秀吉書狀

(上略) 將又羽柴日來餘不義相動付而、信雄我等申合、彼等之爲可及存分、(中略) 然者五畿内、紀州、西國、中國悉調略之子細數多候條、萬方按合、上洛不可有程候、(下略)

〔佐竹文書〕五坤

三月二十五日付同人宛大久保忠泰書狀

(上略) 將又此表被致出馬之儀、羽柴築前餘三恣之振廻、甚以不義之動共背仁道侯間、爲可有有退治、信雄、家康被申談上洛候、行之様子諸方被任存分候、(下略)

(史料7) 大日料一一一六、天正一二年四月九日、
〔徳川文書〕張尾

今日九日午之刻、於岩崎之口及合戦、池田紀伊守、森庄藏、堀久太郎、長谷川竹、其外大將分悉人數一萬餘討捕候、即可遂上洛候間、本望可被察候、

恐々謹言、

卯月九日 申刻

平岩七之助殿

家康 (花押)

(史料6) 大日料一一一六、天正一二年三月二十五日

康書状

〔佐竹文書〕五乾

三月二十五日付皆川広照宛家

鳥居彦衛門尉殿

(一〇月一五日) 人質之事、吉田より申來候、
(一六日) 吉田へ質物事二人をこし候、
(二七日) 浜松より早々被越候へ之由、酒左より
申來候て、午刻ニいて候て夜の丑刻ニ参着候、
(二八日) 城へ出仕候、上へ御質物御出候て能候
ハんか、又御出候へてよく候ハんかとの御談合
にて候、各國衆同意ニ質物御出候事不可然之由
申上候、相州より、御家老之衆十人之起請文こ
し候、此方よりも各國衆・長人衆起請文つかハ
され候、
(二九日) 人質ニすめいたし、浜松へこし參候、
(一月一八日) 岡崎普請ニし候、
(三三日) 女共遠州へ引こし候用意ニ、ふかうす
かへり候、
(二六日) 女共遠州しろへ迄こし候、
(一二月二日) 岡普請出候て、ふかうすかへり候、
たうめ之城御取たて候ハん由候、
(一六日) 女共ニまたへ引こし候、

3 織田信雄の立場から

加藤 益幹

報告要旨

信雄は、信長次男として伊勢平定後に南伊勢の北畠氏を相続し、本能寺の変後には尾張を受け継いだ。翌年弟信孝が自刃した後は、唯一の成年男子として織田氏の実質的後継者の立場を強く意識し、秀吉と対立したのが長久手の戦いである。この時期の家臣団の動きには相当な動搖がみられるが、信雄が本領の尾張・伊勢をどのように再編強化して再結集を図ろうとしたのかを、天正13年の家臣の知行内容を記載し、前年の長久手の戦いでの知行替をも色濃く反映している「織田信雄分限帳」を通して、領国編成の面から考えてみたい。

天正11年信雄は、尾張・伊勢・伊賀の三ヶ国に総検地を実施するが、それは寺社等旧勢力の所領を没収し、多様な家臣団を統一的知行原則の下に一元的に掌握し直し、階級的結集を図るものであった。翌年の長久手の戦いでは、領国削減に伴い大幅な知行替による領国再編成を余儀無くされた。戦後の天正14年には、尾張・北伊勢に新たな検地原則の下で再検地を実施し、改めて全領国規模での家臣団の知行入替による再編成を図った。この長久手の戦い前後の三度にわたる領国再編成により、当地域における知行制・土地制度の面での中世から近世への移行が達成されたものといえる。

「分限帳における知行地の配置状況から信雄の領国編成を推定すると、天正11年検地後には、(1)清須・長島両本拠の膝下は中心領域として直轄化され、(2)その周縁領域は信雄の直接支配域として直臣層の知行地と直轄領とが混在しており、(3)外縁の境界領域は軍事的意味からも支城が配され有力家臣に一円的に与えられるという三重構造を成していた。翌長久手の戦いの知行替では、以上の構造を圧縮した形で替地が与えられている。また天正14年の再編成では、(2)で大規模な知行入替が行われ(3)でも支城主層の多くが移転されている。特に長島が中心的性格を失い有力家臣が北伊勢に移されていることは、北伊勢を外縁部とし清須を中心とする一元的な領国編成に再編されたことを意味しよう。

〈信雄の立場〉

織田信雄は、信長次男として北畠氏を継ぎ、本能寺の変当時、南伊勢・伊賀を領していた。清須会議で信雄は尾張を襲封して清須に入り、弟信孝は美濃を受け継いだ。その後、秀吉と結んだ信雄は勝家と結んだ信孝と対立する。秀吉側の勝利により、天正11年信雄は信孝・滝川一益の旧領北伊勢を併せて尾張・伊勢・伊賀を領し、長島に本拠を移す。この段階まで、信雄は甥三法師（秀信）の後見役として織田氏の実質的後継者を目指していた（資料①）。しかし、秀吉が中央で地歩を固め織田氏家臣団を再結集し始め、対抗して信雄が家康と結んでこれと対立したのが長久手の戦いである（資料②）。信雄と秀吉が対立し信雄領国が戦場となつたにも関わらず、後に徳川氏の天下となつたため、軍記類では家康中心に描かれている。

〈検地と知行替〉

そこで、この時期の信雄の実態に迫るため、「織田信雄分限帳」の分析を中心として、家臣団編成・領国編成の在り方を考えてみたい。(1)信雄は天正10年尾張を襲封し清須に本拠を移すが、この時尾張の旧勢力には旧来のまま所領を安堵している。(2)信孝を倒し長島に本拠を移した天正11年、領国三ヶ国に総検地を実施し知行制を統一する。この検地では在地性の強い寺社領を没収し家臣領とするなど領国再編成が行われ、多様な家臣団を統一的知行原則の下に一元的に掌握し直し、階級的結集を目指したものであった。(3)天正12年長久手の戦いは、初戦でこそ勝利を収めたものの戦闘は絶えず信雄領国内で行われ、信雄劣勢のまま9月講和が図られるが決裂する。その直後、信雄は家臣の一斉かつ大幅な知行替を断行している。この知行替は、伊勢で顕著にみられるように戦時下の領国削減に伴う配置換えであった。恐らく講和交渉では、秀吉占領下の南伊勢・伊賀の割譲も話し合われたと思われ、回復不可能な地、戦場となつた地の家臣の知行替により、尾張・北伊勢での領国再編成を図ったものといえる。(4)11月の正式講和後、翌天正13年初頭には戦後処置として論功行賞による新恩宠行が行われている。「織田信雄分限帳」は、以上(2)～(4)の内容を複合的に反映した天正13年当時の各家臣の知行内容を記載したものである（資料③）。(5)天正14年には前年末の地震による長島城倒壊により清須に本拠を移すが、この年新たに検地原則の下に再検地を実施し、改めて全領国規模での家臣団の知行入替による再編成が図られた。

以上(1)～(5)にみられるように、長久手の戦い前後は、尾張において近世的権力構造が創出される画期に当たる。信長時代の尾張は、全領国の中でも本貫地として旧来の在地性を温存していた。それに対して、信雄は織田氏の後継者とはいへ一度外に出ており、新たな支配者として臨むことができ、織田氏直臣団の結集を図るためにも、新たな権力構造の構築を必要とした（天正11年検地）。更に、長久手の戦いの軍事的緊張と領国削除を通して、支配構造は信雄の下に一段と再編強化されることになったのである（天正14年再検地）。この長久手の戦いを挟む二度の検地と再三にわたる知行替により、尾張における知行制・土地制度の面での中世から近世への移行が達成されたといえる。

〈領国編成の構造的特質〉

「織田信雄分限帳」にみえる家臣団の知行地の配置状況から、天正11年検地後の領国編成の構造を考えてみると、以下の特質を見出すことができる（資料④・⑤）。(1)本拠地の清須・長島両城の膝下は、中心領域として直轄化が図られている（資料⑥）。(2)その周縁部分は信雄が直接支配する領域として、主として千貫以下の直臣層に与えられており、直轄領も混在している。知行地は相給も多く、直轄領も含めて相互に交換可能な給分的性格が強い。(3)外縁部は軍事的意味からも支城が配され、千貫以上の有力家臣に一円的に与えられている。（資料⑦・⑧・⑨）。領国編成は以上の三重構造からなるといえるが、領国が半減した長久手の戦いの知行替では、以上の構造をそのまま圧縮したような形で替地が与えられている。また天正14年の再編成では、(2)の部分で原形を留めないほど大規模な知行入替が行われ、(3)の部分でも支城主層の多くが移転させられている。特に長島が中心的性格を失い有力家臣が北伊勢に移されていることは、北伊勢を外縁部とし清須を中心とする一元的な領国編成に再編されたことを意味しよう。

天正11・12・14年と三度にわたる知行替を伴う再編成を通して、信雄領国は家臣団の在地性を否定した集権性の強い構造となつていった。長久手の戦い前後の軍事的緊張と家臣団結集を契機として、信雄は近世的領国構造を実現していったが、やがて天正18年小田原征伐直後、秀吉の国割により自らが織田氏の本領尾張を否定されることになろうとは予測しえなかつたに違いない。

資料①織田氏の印章



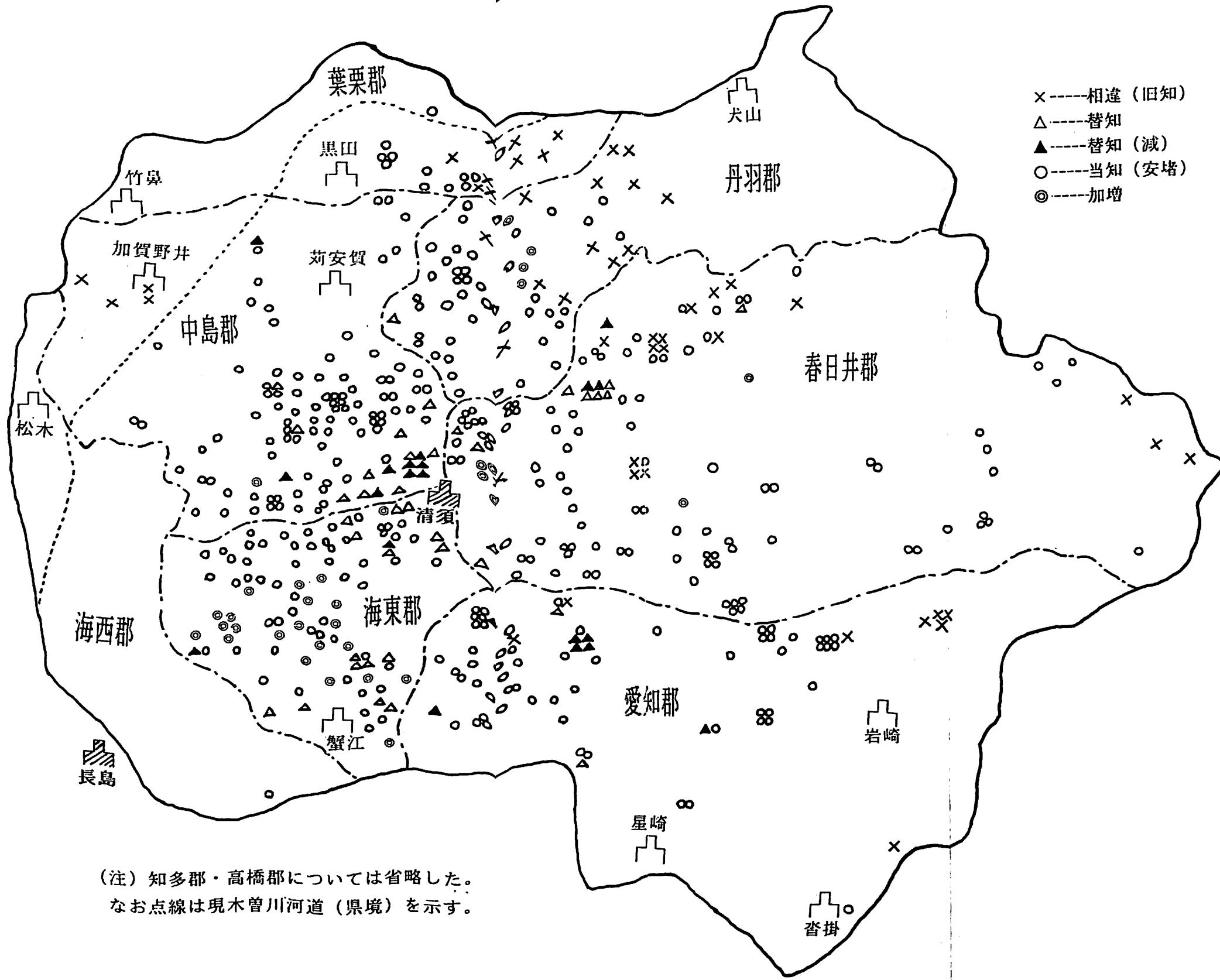
資料②〈略年表〉 織田信雄 永禄元(1558)～元和7(1630)

- 永禄12(1569)信長、南伊勢の北畠氏を降し、信雄(茶筅丸)を養子とする
 天正 3(75)信雄、北畠氏を相続、翌年北畠一族を肅正
 9(81)信長、伊賀を平定→信雄、伊賀三郡を与えらる
 10(82)本能寺の変→信雄の尾張襲封(尾張に知行安堵)
 11(83)4、賤ヶ嶽の戦い→5、信孝自刃
 8~9、信雄領国惣検地(尾張・伊勢・伊賀→貫高制による統一的検地)
 12(84)3~11、長久手の戦い(9、尾張・北伊勢への領国削減に伴う知行替)
 13(85)「織田信雄分限帳」の成立
 14(86)7、信雄再検地(尾張・北伊勢の再把握と大幅な知行替による再編成)
 18(90)小田原征伐→信雄改易→豊臣秀次襲封

資料③「織田信雄分限帳」(『新編一宮市史』資料編補遺二)記載内容の特質

- 1、天正13年当時の知行内容を各給人毎に記載(総高約36万貫)。
- 2、蔵入地(高)を含まない。
- 3、千貫以上の一一部有力家臣の知行地を略す(「目録別に有」)。
- 4、記載内容はその宛行の時期により以下の三つに分類できる。
 - ① 天正11年検地による貫高把握に基づいた統一的知行宛行によるもの
(その後知行地に変動がない場合はこの知行地を記載)
 - ② 天正12年9月以降の領国再編成に伴う替知行によるもの
(この場合①の旧知行地を併記する事例が多い)
 - ③ 天正13年初頭の戦後処置としての宛行によるもの(加増地等)

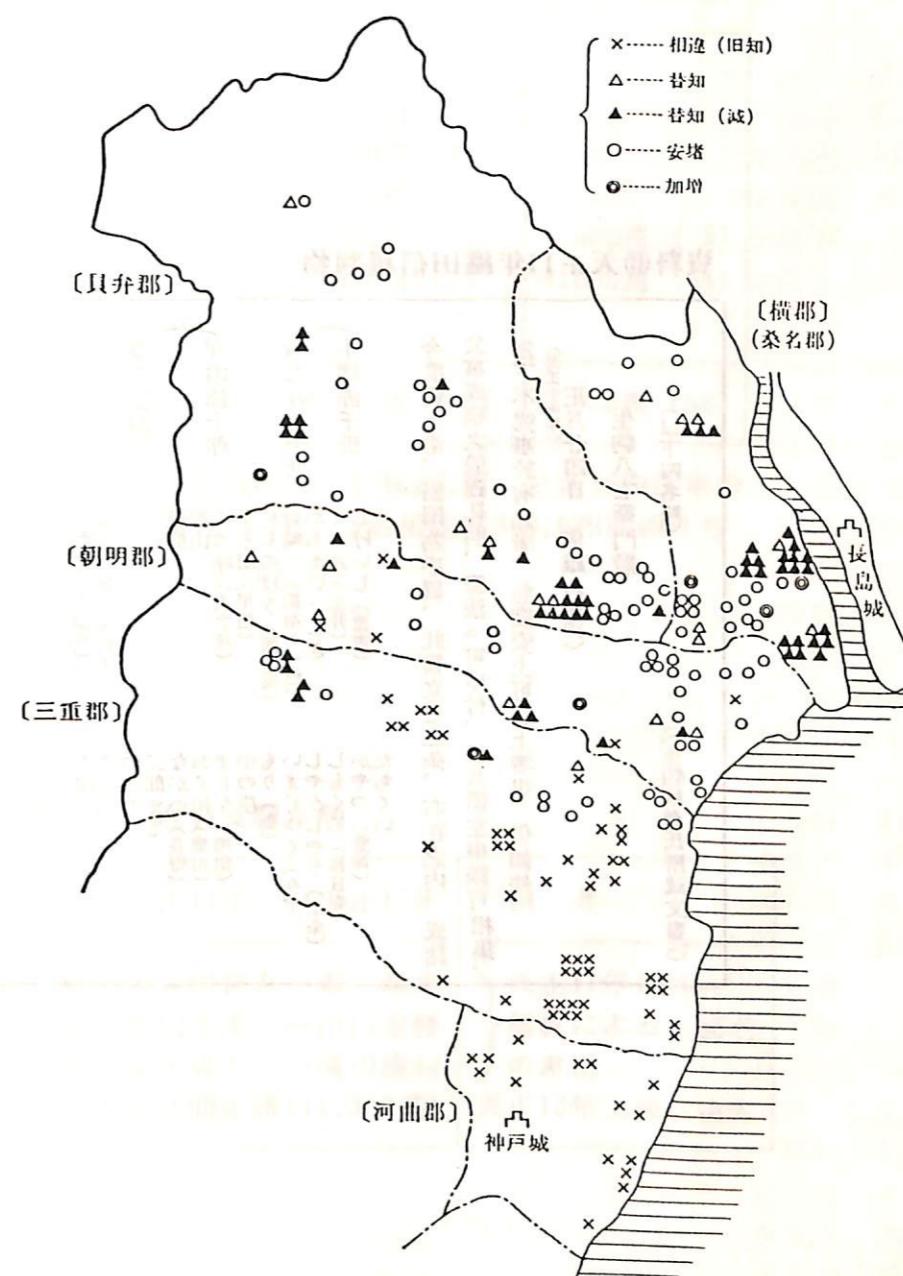
資料④尾張における知行地の配置状況（分限帳）



(注) 知多郡・高橋郡については省略した。
なお点線は現木曽川河道（県境）を示す。



資料⑤ 北伊勢における知行地の配置状況（分限帳）



(附録) 織田信雄の軍資帳(11.1) 極端な例

(城印) 三種一ノ
兵主一ノ
正主一ノ
守主一ノ
守主一ノ

資料⑥天正11年織田信雄判物

(以下四名略)	生駒八右衛門殿	(天正十一年正月廿四日 信雄(花押))	今度就上洛、當國為手置、此書立造之条、右在之内、或諸公事或猥之儀遂糺明、憲法ニ可申付、但其領主申談可相集、為下不究事於有之者、急度安土可言上者也、仍如件、或諸	小幡赤千世	おた井竹千世	守山孫十郎	織田彦四郎	東
			三種一ノ 兵主一ノ 正主一ノ 守主一ノ 守主一ノ	しみか野にひこ青豊 けツち崎しらの山庭 い井かは(平田) し(重井しき 吉)(西之色)	おおふたの井(小田井) (大野木)	まおな二つさ下 ちやもくじゆく(今宿 寺上多)	ましくが郎よか津 庄(増田)(長野)	たかしいも中 ちくじゆく(今宿 寺上多)

(生駒秋彦氏所蔵文書)

資料⑦分限帳の階層構成

(天正10.3) 信雄の神賜兵の株査

当知高	人 数	加增高(人數)	減知高(人數)	浮 出 家	興 値
10,000貫以上	8 (4)	合計	360,679	柴原	84
~ 5,000貫	4 (3)	5,000貫 (1)	4,606	門瀬水	31
~ 2,000貫	17 (4)	6,900貫 (4)	4,606	門瀬木	31
~ 1,000貫	26 (8)	3,200貫 (5)	4,606	門瀬大森	31
~ 500貫	55	1,991貫 (6)	480貫 (2)	門瀬木	31
~ 100貫	345	556貫 (7)	4,606貫 (54)	門瀬木	31
100貫未満	73			門瀬木	31
合 計	528(19)	17,647貫 (23)	5,086貫 (56)		

(注)「人數」のうち括弧内は、「目録別ニ有」とされ知行地の記載を欠くもの。その総高は、分限帳総高360,679貫のうち93,227貫(約4分1)を占める。

資料⑧分限帳に見えない支城主層

支城名	天正11年 → 天正12年	備 考
中島郡荔安賀 愛知郡星崎 南伊勢松ヶ島 海東郡蟹江	浅井田宮丸→森 晴光 岡田重孝 → 山口重勝 津川義冬 → 滝川雄利 佐久間正勝(11,300貫)	天正11年3月 信雄による三家老の肃正 天正13年三河へ退去

4 尾張在地武士の立場から

下村信博

資料⑨分限帳の上級家臣（2,000貫以上）

配列	家臣名	貫高（旧高）	天正11年～天正13年	天正14年
1 48	羽柴 三郎兵衛 木造 左衛門佐	38,370 <10,274>	南伊勢松ヶ島→北伊勢神戸 丹羽郡犬山	→北伊勢員弁郡
2 7	中川 勘右衛門	22,880	北伊勢長島	
3 ※50	天野 佐左衛門	15,690	知多郡大草	
4 ※20	源五殿	13,000	知多郡緒川・三河刈屋	
5 49	水野 宗兵衛	13,000	愛知郡星崎	→北伊勢茂福
6 ※41	山口 半左衛門	10,147	葉栗郡黒田	
7 ※21	沢井 左衛門尉	10,000	堤内	
8 24	池尻 平左衛門	10,000		
9 10	土方 彦左衛門	7,000(2,000)		→丹羽郡犬山
10 ※22	森 久三郎	7,000	中島郡莉安賀	
11 ※25	平手 大炊	6,000		
12 ※52	丹羽 勘助	6,000	愛知郡岩崎	→北伊勢朝明郡
13 5	村瀬 作右衛門	4,800(500)	丹羽郡九日市場→春日井郡大留	
14 8	不破 源六	3,600	葉栗郡竹鼻→中島郡一宮	
	89 加賀野井 弥八	300(415)	中島郡加賀野井→知多郡	
15 ※35	水野 小右衛門	3,130		
16 ※18	吉村 又吉郎	3,000	海西郡松木	
17 ※26	小坂 孫九郎	3,000	春日井郡上条	
18 9	飯田 半兵衛	2,907	南伊勢→知多郡	
19 16	与語 久兵衛	2,900	高橋郡	
20 1	生駒 式部少輔	2,850(2,500)		
21 4	松庵	2,750(1,500)		
22 397	森 清十郎	2,700	北伊勢	
23 17	平松 与左衛門	2,300	高橋郡	
24 12	於田井 竹千世	2,200	春日井郡小田井→愛知郡岩塙	
25 ※28	飯尾 隠岐	2,200	中島郡奥田→?	
26 36	山本 又十郎	2,000	愛知郡日置	
27 37	村瀬 左馬介	2,000(1,000)	愛知郡古渡	
28 39	牧野 勘八郎	2,000	知多郡野間	
29 40	中根殿	2,000	愛知郡沓掛	

(注)白ぬき番号は南伊勢以来の家臣。「配列」の※印は分限帳で「目録別に有」とされるもの。

報告要旨

天下制覇をめざした織田信長の家臣団の中核となったのは、尾張の武士、さらには美濃の武士らであった。しかし、信長の死後、後継者をめぐって、織田一族・家臣団は分裂し、尾張を離れなかった兼松氏らは、織田信雄の家臣団に組み入れられた。

天正12年（1584）小牧・長久手の戦いに際して、尾張・美濃の武士たちは、信雄・家康方か、秀吉方に、再び去就を迫られることになったのである。二大勢力の競う中で彼らは、否応なく組み込まれざるを得なかった。尾張・美濃国境付近に所領を持つ有力な在地武士吉村氏にとっても事態は同様であった。城郭・武器その他、信雄の助力を迎かねば、大兵力の前に抗し切れぬ、その様な段階となっていた。

尾張の武士にとって、秀吉方と戦ったことの影響は、天正18年の信雄追放により決定的となった。信雄家臣団は離散し、尾張に留まった坂井氏・兼松氏には、尾張を領有した豊臣秀次に仕えた。さらに、秀次失脚後、秀吉によって、尾張地着きの武士、「尾張衆」として位置づけられていく。他方、尾張を離れた武士たちも多く、秀吉に対する反発からか、家康やその他の大名に仕えた者も少なくなかった。ただ、どちらの途をたどつたにしても、信雄と旧臣らの交流が続いているのが印象深い。

尾張の在地武士にとって、小牧・長久手の戦い、そして織田信雄改易は、大きな転機であったことは明らかである。

1 織田信長時代

① 為扶助、兼松弥四郎名田并諸買徳、誰々如様之雖帶判形為欠所申付上、無相違可知行者也、仍
状如件、

永禄九

十一月 日 信長 (花押)

兼松又四郎
(正吉)

(兼松文書)

② 為扶助、河野之内拾貫文申付上、全知行、不可有相違之状如件、

永禄十

十一月 日 信長 (朱印)

兼松又四郎
(正吉)

(同前)

③ 濃州長森長谷河甚兵衛分式百貫文事、令扶持了、糾明次第全可領知之状如件、

天正参

六月十一日 信長 (朱印)

兼松又四郎
(正吉)

(同前)

④ 江州知行在所

一、 林村 一、 竹輪寺

一、 净土寺 一、 志那之村

一、 庄村 一、 河辺

已上參拾五石

右令扶持之畢、全可領知候也、

天正四年十月廿九日 (朱印)

兼松又四郎
(正吉)

(同前)

⑤ (『信長公記』卷十五)

(天正十年) 六月二日巳刻、安土には風の吹く様に、明智日向守謀叛にて信長公・中
將信忠卿御父子、御一門、其外歴と御腹めされ候由、御沙汰これあり。(中略) 日比
の蓄へ、重宝の道具にも相構はず、家と打捨て、妻子ばかりを引列れ列れ、美濃・尾
張の人々は本国を心ざし、思ひ思ひにのかれたり。

2 小牧・長久手の戦い

① 其方普請諸事無由断可入精候、然者其許堺目之事候間、同名親類共之人質をも召置、
其城ニをき候由候、左候者其方女共、此地へ打越候て尤候、但さやうの事誰成候者、
二番目のむすこを越置候由候、更へ疑候て申候ニハ無之候、此時候間忠節簡要候、
其方ニ不限、何れも長島へ妻子をよひ越候間、可得其意候也、(小牧並河を御本陣置候事)

(天正十二年)

三月十一日 信雄 (花押)
吉村又吉郎
(氏吉)

(吉村文書)

② 美濃地知行方之儀ニ付而、一書之通披見候、如何様ニ才覚仕、披取候ニ付てハ、可
宛行候、猶兩人可申候也、

(天正十二年)

三月十八日 信雄 (花押)

吉村又吉郎
(氏吉)

(同前)

③ 加勢之儀申越相意得候たりとも、以猛勢取巻候ハ、少々加勢遣候共、可有如何候
間、前かと外構なとハ引退候て、本城計を専一ニ相拘候様ニ、覺悟尤候、彼等等地
へ相勧候事能節候間、家康相談令出馬、可打果候、可心易候、謹言、

(天正十二年)

五月五日 信雄 (花押)

吉村又吉郎
(氏吉)

(同前)

④ 竹鼻之儀、注進之通聞届候、併可為虛説候、猶聞届重而可被申越候、次加勢之儀
ハ、從先々如申候、五百千遣候ても、惣構ニ被持候間敷との事候、又本城之儀ハ
さく候之間、不可及加勢候条、得其意、丈夫ニ可有覺悟候、將亦玉葉之儀則遣候、
猶追追々も可遣候、謹言、

(天正十二年)

六月二日 信雄 (花押)

吉村又吉郎
(氏吉)

(同前)

⑤ 筑前至會祢參着之儀、其城調略在之由、從方々慥申來候、昼夜番木事不可有由断
候、諸事氣遣專要候也、謹言

(天正十二年)

七月十八日 信雄 (花押)

吉村又吉郎
(氏吉)

(同前)

3 織田信雄追放とその後

① (『譜牒余録』下) (大塚三郎右衛門)

(1)一、吉村又吉郎儀、私母方之祖ニ而御座候、生同尾張清洲之者ニ而御座候、織田信長公ニ数代被召仕、尾州吉里松之木之城ニ在城仕候、然ル處明智日向守依叛逆信長公京都於本能寺被遊御生害候付、御三男信雄卿ニ御奉公仕、明智合戦・柴田合戦・小牧合戦・小田原陣迄相勤罷在候、其節従
(徳川家康) 権現様數通之御書、又吉郎頂戴仕候、併残之御書者松浦肥前守殿家頼(來)吉村市郎在衛門与申者、私母方之従弟ニ而御座候、私儀者町人仕罷在儀ニ御座候故、彼者方江遣申候、則市郎左衛門所持仕候、
(2)一、信雄卿御身上没落以後、伊勢国江被引込候、其刻、又吉郎(氏吉)、松之木城ニ在城仕候付、城可明渡之旨、秀吉公被仰下候得共、又吉郎承引不在、籠城仕候、依之藤堂和泉守殿討手ニ被差遣候得共、落城不仕候付、秀吉公御自身可被向御馬之由、被仰出候処、増田右衛門尉・富田左近兩人之手前より、又吉郎江色々手入被致、城無異儀相渡出被申ハ、身上別条在之間敷由、秀吉公御意之上ハ、城相渡可然由、扱被申候付、城相渡、其後京都江引込罷在候、然処、加藤主計頭殿浪人分ニ而參候様ニ再三被申候付、肥後江罷越、彼地ニ而吉村橋左衛門名ヲ改、肥後之内小国与申所ニ而知行五千七百石給之、浪人分ニ而罷在候、其後高麗陣・宇土陣迄相勤申候、御嫡子肥後守殿御代ニ浪人仕、長崎江罷越、翌年七月二十二日 大塚三郎右衛門

(後略)

② 猶々委細者高九助自可被申

如御札其以来不令啓上候、然者貴殿当地へ御下被成度之由被仰越候、其段自源五様も被為仰越候間、即家康へ申聞候之処、御下付而者、相心得被申之由候、尚々御下候ても、以来之御身上如何候へ共、御下被成候ハ、無沙汰被申間敷候、恐々謹言、

大久保治部少輔

九月十四日 忠隣(花押)

吉村又吉様御報 (吉村文書)

③ 熊以飛脚申入候、其許之様子長兵衛罷上口上聞届候、然者肥後殿死去之段、誠以不慮成次第、可申様も無之候、其地各心中察入候、於此方皆々別而力落可有推量候、恐々謹言、

七月十一日 常真(華押)

吉村橋左衛門 (同前)

5 城郭史の立場から

千田嘉博

報告要旨

- 中世城郭は戦国～織豊期に地域ごとに大きく発展した。それは5地区、7地域に区分される。尾張国は求心的な機能分化型城郭の地区に属し、織豊系城郭地域の中心である。
- 織豊系の発達には合戦時の陣城が大きな役割を果たした。賤ヶ岳の戦いでは虎口(城の出入口)の前面に一部地続きで堀が巡りきらない出撃専用の空間、馬出しが出現した。しかし城郭の周辺を堀などで囲い込んで防御し多数の兵員を収容する総構えは未発達であった。小牧・長久手の戦いでは四方に堀を巡らした完成形の馬出しが出現した。さらに総構えも顕在化した。
- 小牧・長久手の戦いの陣城の多くは旧来の城館を改修したものが多く、前線の城館では居住性を犠牲にしても防御性を高める改修が行なわれたが、後方の砦では古墳をそのまま利用したものもあった。
- 尾張国の有力支城では戦いを契機に城郭中心部の防御性強化だけでなく、総構えの築造によって城下町が一元化され、地域支配も強化された。
- このように小牧・長久手の戦いの城館は馬出しと総構えという近世城郭の基本要素をセットで出現させ、織豊系城郭発展の重要な画期と考えられる。

I 中世城郭の発達と地域的特徴

- 北海道……………チャシ型城郭
- 東北……………城館集落型城郭
- 関東～北九州……求心的な機能分化型城郭
 - ・後北条氏系城郭
 - ・武田氏系城郭
 - ・上杉系城郭
 - ・織豊系城郭
 - ・朝倉・浅井系城郭
 - ・毛利氏系城郭
 - ・長宗我部氏系城郭
- 南九州……………群在型城郭（東北に類似）
- 沖縄……………グスク型城郭

II 織豊系城郭の位置

III 繩張り編年と陣城

IV 城郭から見た小牧・長久手の戦い

- 1 城郭の分布（図1）
- 2 城郭改修の具体例
 - ・重吉城（図2）
 - ・小口城（図3）
 - ・小牧城（図4）
 - ・青塚城（図5）
- V 尾張国の主要城郭と小牧・長久手の戦い
 - ・岩崎城（図6）

VI 城郭史上の小牧・長久手の戦い（図7・8）

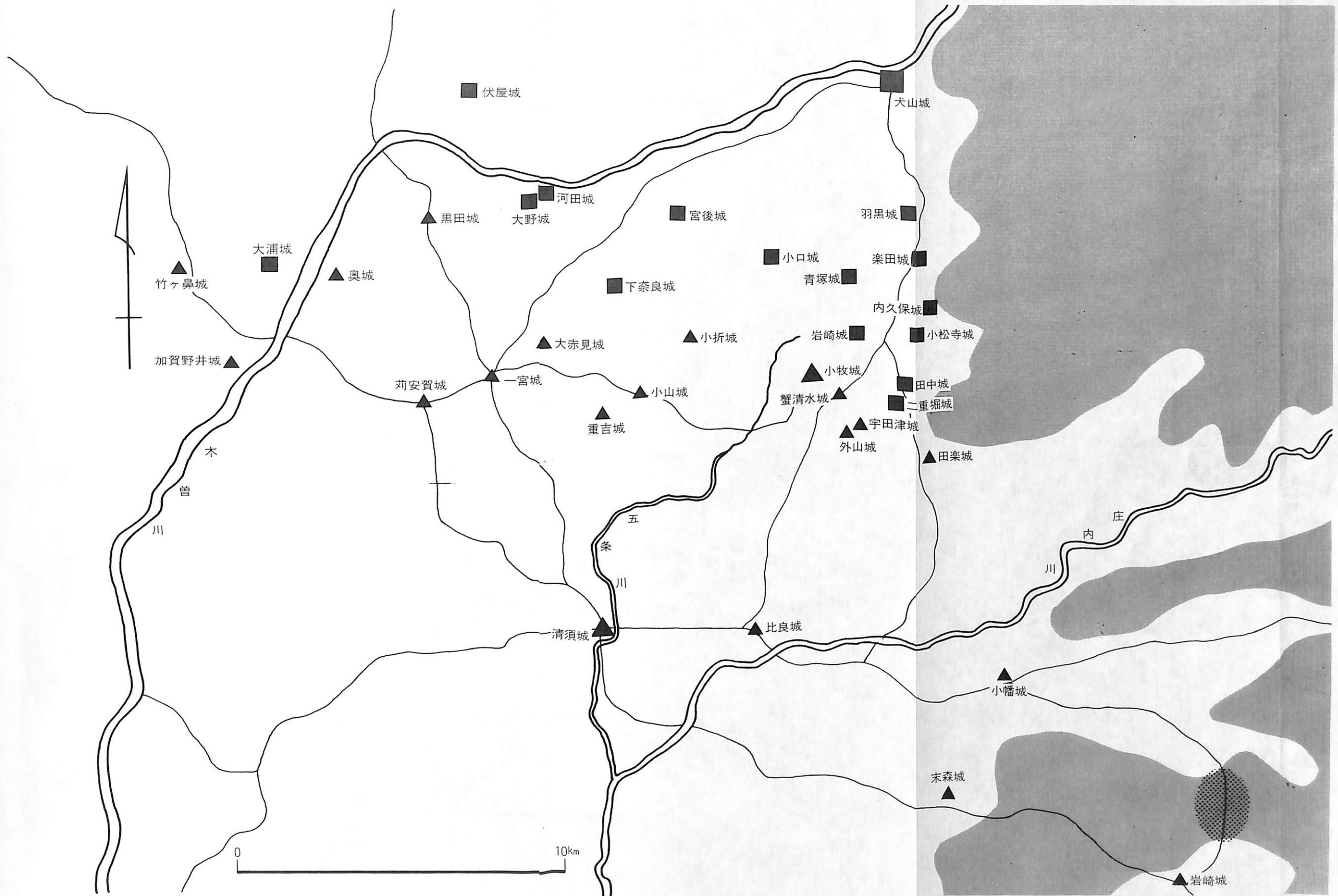
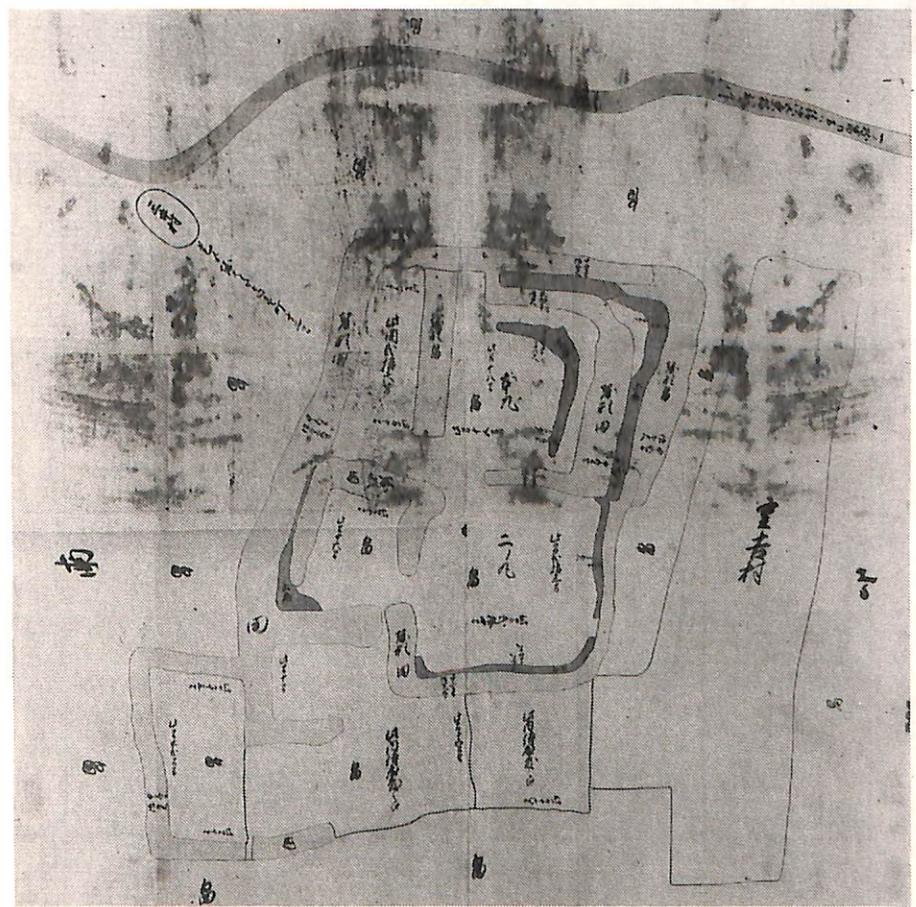
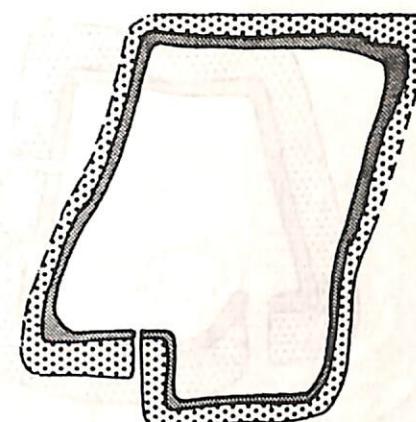


図1 小牧・長久手の戦い関係主要城郭分布図



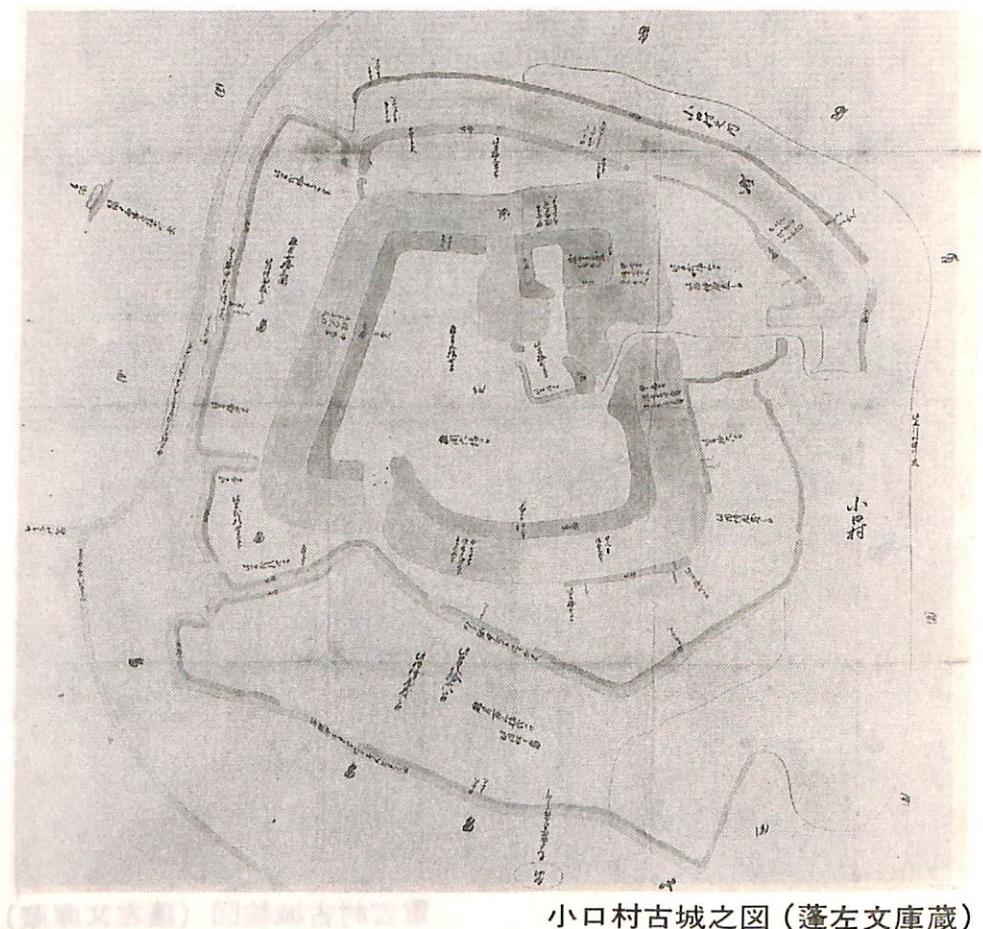
〔藤原文庫蔵〕重吉城略図

重吉村古城絵図（蓬左文庫蔵）

（説文）

（説文）

図2 重吉城



小口村古城之図（蓬左文庫蔵）

図3 小口城

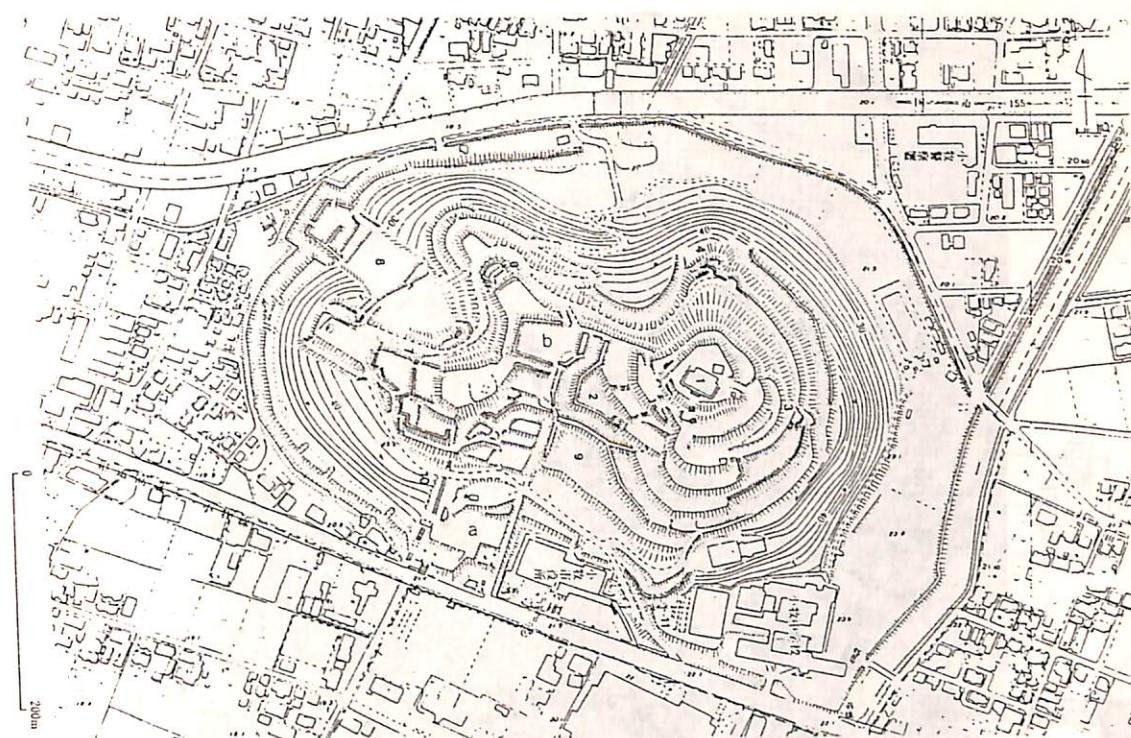
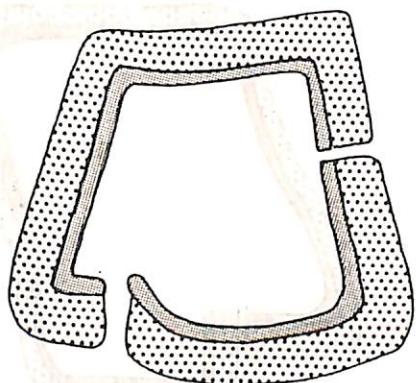


図4 小牧城図（千田嘉博作図）

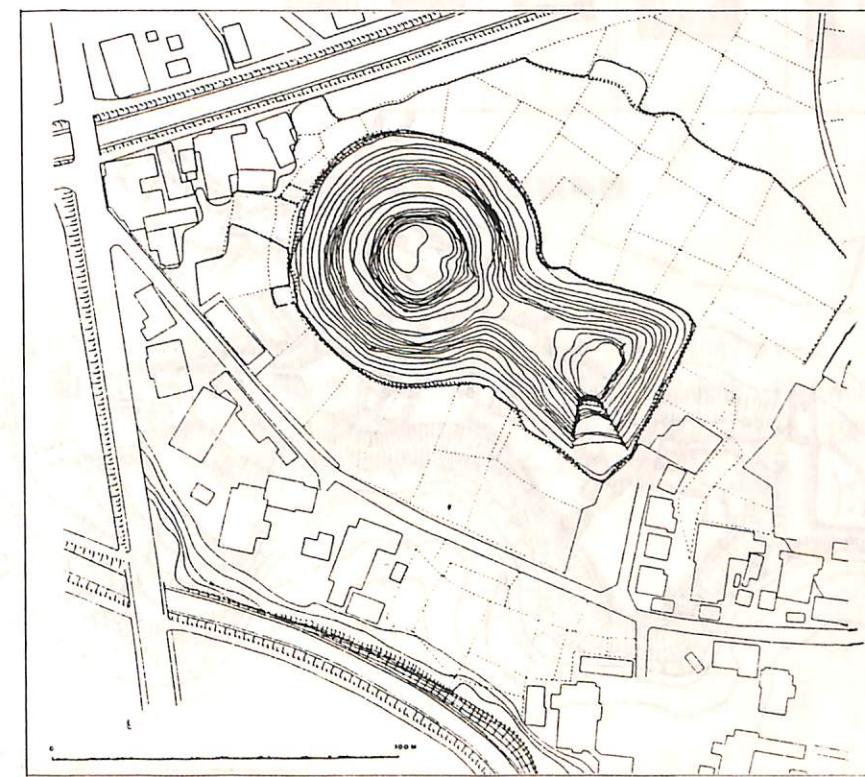


図5 青塚古墳（伊勢原市立歴史民俗資料館）
(愛知県教育委員会『重要遺跡指定促進調査報告 VI』より)

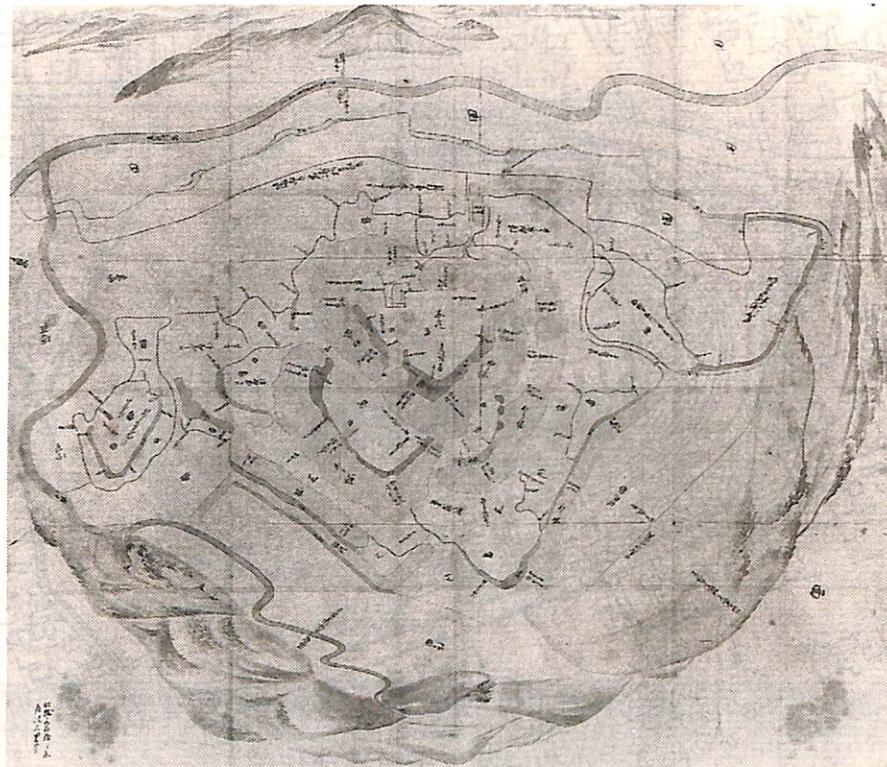


図6 岩崎村古城絵図（蓬左文庫蔵）

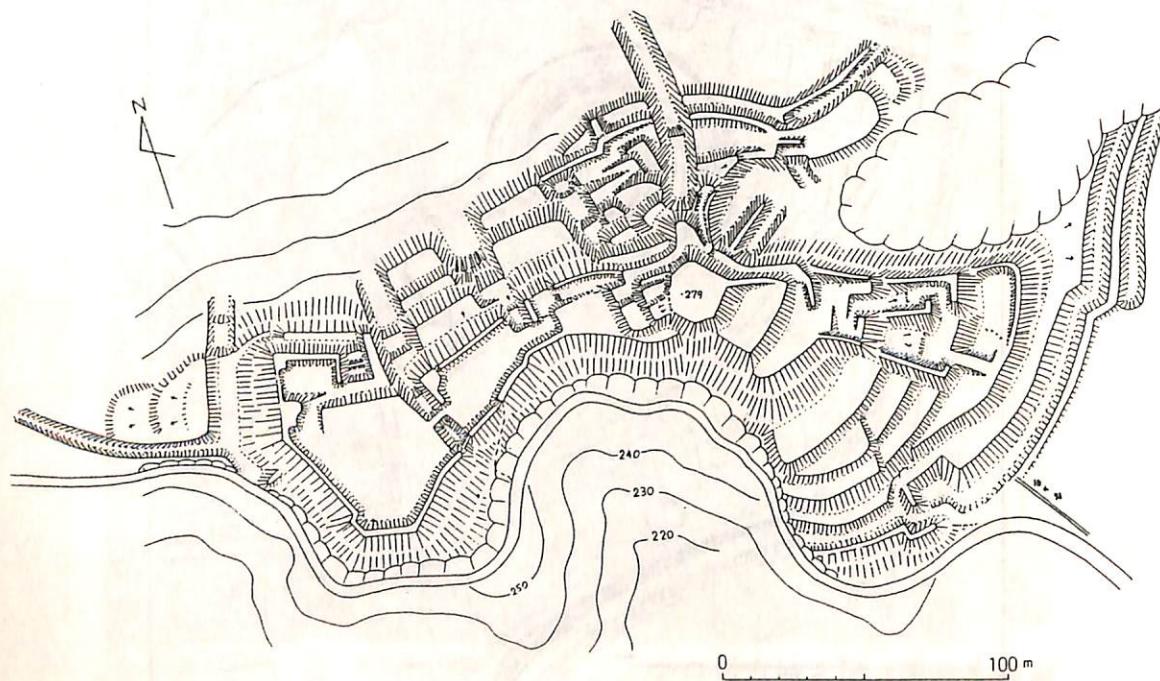


図7 一条寺城(石川県河北郡津幡町) 千田嘉博作図

(日本古跡名勝天然記念物保護法 第二条第一項の規定による)

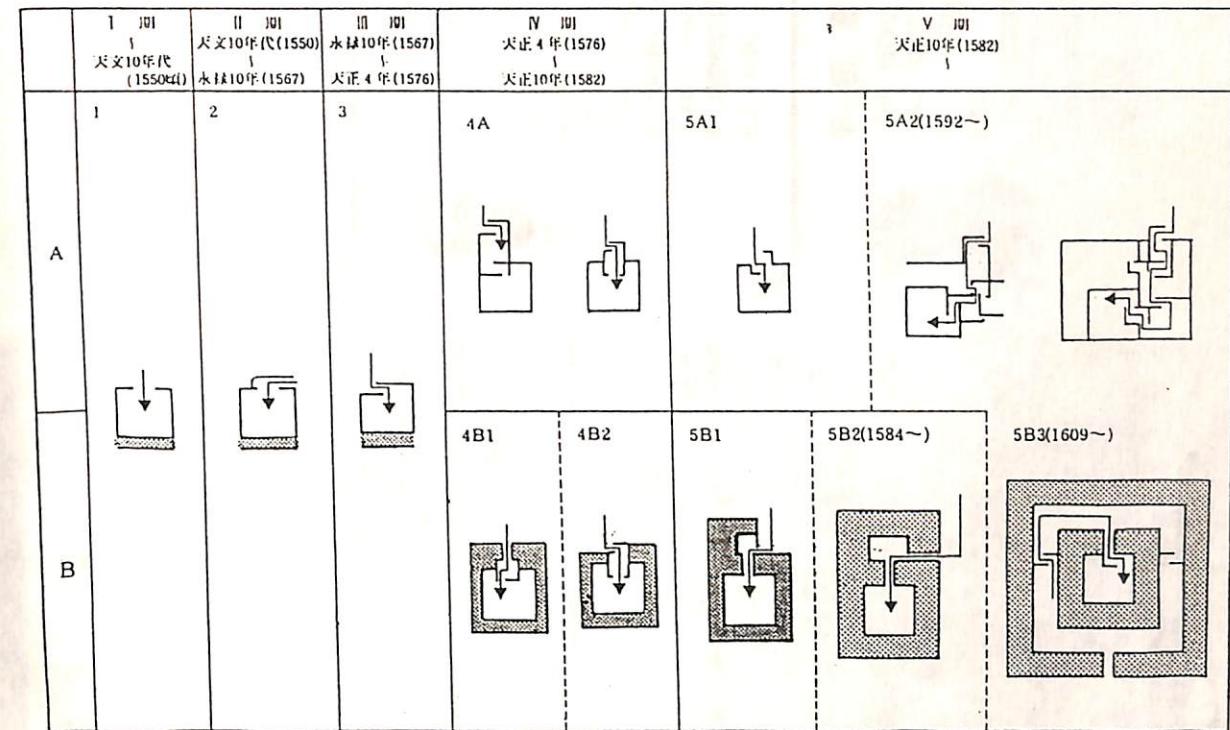


図8 織豊系城郭編年表

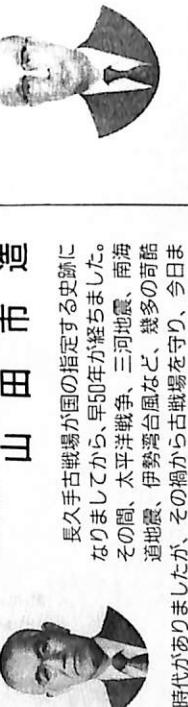
(参考文献)

- 千田嘉博 「織豊系城郭の構造」(『史林』70-2号、1987年)
 村田修三編 『図説中世城郭辞典』1～3巻(新人物往来社、1987年)
 多田暢久 「陣城プランの特徴について」(『近江の城』32号、1989年)
 (報告に使用した絵図はすべて名古屋市蓬左文庫所蔵のものである)

ご挨拶

■講師紹介

山田市造



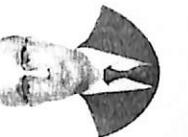
長久手古戦場は、天正12年（1584）に起きた秀吉対家康・信雄の一連の抗争、いわゆる“小牧・長久手の役”的です。現在、古戦場周辺は住宅地や公園に整備され、かつてこの地で数千とも数万ともいわれる軍勢がひしめき合ひ、殺りくの修羅場と化したことすらうかがい知ることはできません。

四百余年の星霜を経て、今、私たちは平和の内に生き、かつての悲惨な政争を考えることもなくなりました。今日ここに、若き学者をお招きし、「長久手の戦い」と題してシンボシウムを開くことができました。本シンボシウムが長久手合戦研究の伸展に寄与するところを希望します。

長久手町教育委員会教育長



岩澤 勇彦



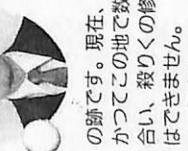
長久手古戦場が国の指定する史跡になりましたから、早50年が経ちました。その間、太平洋戦争、三河地震、南海道地震、伊勢湾台風など、幾多の苦難な時代がありました。その禍から古戦場を守り、今日まで失うことなく受け継いで来られましたことを、皆様と共に喜びたいと思います。

この節目の年を機に、改めて指定後の50年を頑みれば、そこに日々々々、先輩たちが古戦場保護に傾注した熱い郷土愛に出会います。この郷土愛に支えられた保存への努力こそが、今日の古戦場を形づくり、私たちに歴史遺産としてもたらされたといつても過言ではないでしょう。

郷土愛は、深い郷土理解があつてこそ醸成されるものです。私は、この度の「長久手の戦い」と題して展開される本シンボシウムが、必ずや皆様の郷土理解を助けるものと信じて疑いません。

短時間の会ではございますが、皆様と共にこの場を設けることができると思います。幸いに思います。最後に本シンボシウムの開催にあたり、御協力をいただきましが皆様に、心から御礼申し上げます。

長久手町教育委員会教育長



新行紀一



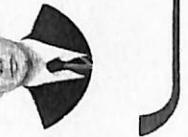
1937年（昭12）、北海道旭川市に生まれる。1965年（昭40）、東京教育大学文学研究科博士課程修了。その後、愛知教育大学に勤務。現在同大学教授。著書「一向一揆の基礎構造—三河一揆と松平氏」（1975、吉川弘文館）、編著「新編岡崎市史乙中世」（1989）、ほか論文多数がある。

下村信博



1950年（昭25）、名古屋市に生まれる。1978年（昭53）、名古屋大学大学院文学研究科博士課程前期修了。その後、同大学院研究生を経て、1981年（昭56）から名古屋市博物館学芸員。論文「天正三年織田信長の徳政について」（1983「史学雑誌」92-11）、「織田政権の徳政と知行制」（1986）「戦国期権力と地域社会」、「文献からみた清須城下町の変遷」（1989）「清須一織豊期の城と都市ー」研究報告編）、ほか多数がある。

千田嘉博



1963年（昭38）、愛知県に生まれる。1986年（昭61）、奈良大学文学部文化財学科卒業。同年4月から名古屋市見晴台考古資料館学芸員。共著「図説中世城郭辞典」1～3巻（1987新人物往来社）、論文「織豊系城郭の構造」（1987「史林」70-2号）、「小牧城下町の復元的考察」（1989「ヒストリア」123号）（ほか多数がある）。

三鬼清一郎



1935（昭10）、東京に生まれる。1966（昭41）、東京大学大学院人文科学研究科博士課程修了。その後、東京大学史料編纂所勤務を経て、現在名古屋大学文学部教授。著書「鉄砲とその時代」（教育社歴史新書）、「太閤検地と朝鮮出兵」（岩波講座日本歴史・近世1）、ほか論文多数がある。

加藤益幹



1951年（昭26）、愛知県に生まれる。1981年（昭56）、名古屋大学大学院文学研究科後期課程修了。その後、樫山女子園大学短期大学部に勤務、現在同大学部助教授。論文「織田信雄の尾張・伊勢支配」（〔戦国期権力と地域社会〕所収）、「毛利氏天正末期検地について」（〔歴史学研究〕496号）、共著「新修浜松市史 資料編七」、ほか多数がある。

浅井 静男



長久手古戦場は、天正12年（1584）に起きた秀吉対家康・信雄の一連の抗争、いわゆる“小牧・長久手の役”のうち、最も激しい戦闘のあった戦いの跡です。現在、古戦場周辺は住宅地や公園に整備され、かつてこの地で数千とも数万ともいわれる軍勢がひしめき合ひ、殺りくの修羅場と化したことすらうかがい知ることはできません。

四百余年の星霜を経て、今、私たちは平和の内に生き、かつての悲惨な政争を考えることもなくなりました。

今日ここに、若き学者をお招きし、「長久手の戦い」と題してシンボシウムを開くことができました。

本シンボシウムが長久手合戦研究の伸展に寄与するところを希望します。

ともに、温故知新的古訓のことおり、将来に資するものであることを希望します。

長久手町中央図書館



00873946

A